

第3次日野市ごみゼロプラン改定プラン（令和5年3月策定）の実施状況について

1. はじめに

第3次日野市ごみゼロプランは、計画期間（平成29年度～令和8年度）のうち、前期（令和3年度まで）が終了した時点で、前期の目標や指標の達成状況、施策の進捗状況等の中間検証及び見直しを令和3年3月に実施しました。また、この検証に基づき、令和8年度の後期目標年次に向けて着実に計画を進めていくために、市の行動計画や指標等のごみゼロプランの改定（以下「第3次改定プラン」という。）を行いました。

ごみゼロプランの改定を行うに当たり、前期と同様に、後期の目標や指標の達成状況、施策の進捗状況等の検証を行いました。

2. 第3次日野市ごみゼロプラン（日野市一般廃棄物処理基本計画）の概要

1) 背景と目的

第3次ごみゼロプランは、「ごみゼロ社会」の実現に向けて、多様化する廃棄物の資源化や、更なるごみ減量のための施策及び取り組みを示した計画です。

2) 計画期間

計画期間は、平成29年度から令和8年度までの10年間とし、令和3年度を前期目標年次、令和8年度を後期目標年次としています。

3) 基本理念と基本方針

第3次ごみゼロプランは日野市のごみ処理の課題を5つに分類し、その課題に対応するため、基本理念と5つの基本方針を定めています。基本理念と5つの基本方針の項目は下記のとおりです。

基本理念

**ごみゼロ（焼却・埋立てごみゼロ）により
地球環境問題の解決及び循環型社会の実現に向けて
みんなで取り組むまち・日野**

5つの基本方針

1

ごみの更なる減量

市民・事業者・市協働でのリフューズ（発生回避）・リデュース（発生抑制）
リユース（再使用）・リターン（返却・再利用）によるごみの更なる減量

2

適正なリサイクルの推進

一人ひとりのリサイクル意識の向上による、限りある資源の有効利用

3

ごみ減量の意識向上に向けた普及啓発・情報提供

5 R（リフューズ・リデュース・リユース・リターン・リサイクル）に向けた、
効果的な普及啓発・情報提供

4

広域連携の推進

3市（日野市・国分寺市・小金井市）の連携体制強化と関係者の信頼関係
確立による、安全・安心かつ効率的なごみ処理体制の確立・運用

5

ごみの適正処理の推進

循環型社会を支える、適正なごみ処理体制の継続

4) 数値目標

第3次ごみゼロプランで設定している数値目標は以下のとおりです。

- (1) 1人1日あたりのごみ・資源物排出量
- (2) 焼却処理量
- (3) 最終処分量

《参考値》総資源化率

（※令和3年3月の中間検証及び改定プランにより後期より参考値扱い、
詳細は本資料8ページ参照）

5) 目標達成に向けた施策展開

目標達成に向けた施策展開として5つの基本方針に沿って施策を策定し、施策ごとの指標や行動目標を掲げています。

●ごみの更なる減量 p.21

- ・容器包装お返し大作戦・販売店回収の強化
- ・レジ袋の削減・指定ごみ袋の工夫
- ・リユースの促進
- ・ごみの減量意識向上に繋がるシステムの導入検討
- ・推進体制の強化
- ・拡大生産者責任の徹底に向けた働きかけ
- ・事業系ごみの減量に向けた制度の検討
- ・生ごみの更なる減量に向けて

●適正なリサイクルの推進 p.30

- ・分別状況確認の強化
- ・家庭内における生ごみの減量・資源化の促進
- ・地域内での生ごみ循環の促進
- ・事業系食品廃棄物減量・リサイクルに向けた取り組みの推進
- ・プラスチック類の減量及び分別回収・リサイクルのための働きかけ
- ・剪定枝の減量（可燃ごみ）・リサイクル
- ・リサイクル品目拡大・拡充の検討

●ごみ減量の意識向上に向けた普及啓発・情報提供 p.37

- ・情報紙・市報等による普及啓発・情報提供
- ・ごみ学習推進プログラム
- ・情報交換の活性化

●広域連携の推進 p.41

- ・3市でのごみ減量・分別の徹底
- ・3市における情報共有の促進
- ・3市への情報発信の強化
- ・最終処分量の削減
- ・災害時対策の強化

●ごみの適正処理の推進 p.43

- ・分別区分にあった適正な収集運搬
- ・マテリアルリサイクル推進施設の整備
- ・既存施設の適切な運用
- ・不法投棄の防止
- ・市民との連携によるごみ減量・適正処理等への取り組み

3. 第3次改定プランの数値目標の達成状況

第3次改定プランの数値目標の達成状況は、以下のとおりです。なお、令和7年度の実績値は速報値で、今後修正が生じる可能性があります。

1) 数値目標の達成状況

内容	数値目標			進捗状況		達成見込み
	プラン策定時 (平成27年度)	中間目標年度 (令和3年度)	計画目標年度 (令和8年度)	令和3年度	令和7年度	令和8年度
1人1日あたりのごみ・資源物排出量	648g/人・日	590g/人・日	550g/人・日	616g/人・日	550g/人・日	○
焼却処理量	33,138t	28,000t	26,000t	30,173t	27,316t	△
最終処分量	17t/年	0t/年	0t/年	0t/年	0t/年	○
(総資源化率) ※参考値	35.3%	42.0%	45.0%	38.4%	38.3%	×

○：達成見込み △：要注視 ×：達成困難な見込み

※1人1日あたりのごみ・資源物排出量には、集団回収量は含んでいません

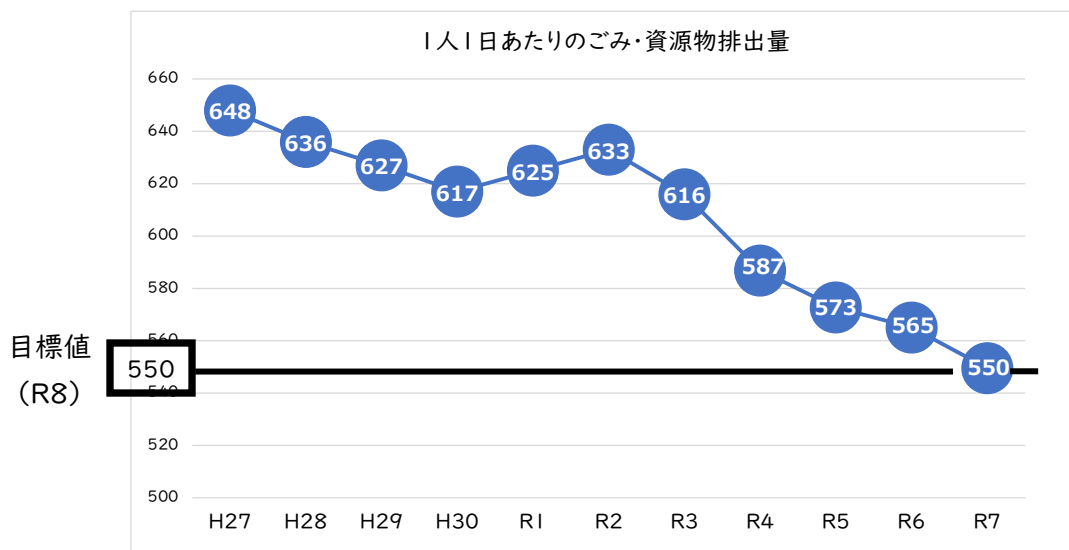
※総資源化率は、令和3年3月の中間検証及び改定プランにより後期より参考値扱い

2) 各数値目標について

(1) 1人1日あたりのごみ・資源物排出量

(ア) 数値目標

1人1日あたりのごみ・資源物排出量は、『多摩地域で一番少ない排出量』を目標に、令和8年度までに550g/人・日以下とします。



※1人1日あたりのごみ・資源物排出量

= 総ごみ・資源物排出量 (収集ごみ量 + 持ち込みごみ量) ÷ 人口 ÷ 年間日数

注) 集団回収量は総ごみ・資源物排出量に含んでいません。

(イ) 令和 7 年度の状況

1 人 1 日あたりのごみ・資源物排出量 550g/人・日

(令和 6 年度実績比：多摩地域 1 位/30 市町村)

(ウ) 達成状況

1 人 1 日あたりのごみ・資源物排出量は、平成 30 年度まで減少傾向にありましたが、令和元年度、令和 2 年度とコロナ禍によりごみ量が増加しました。令和 3 年度はコロナ禍前の状況まで数値が戻り、以降も減少傾向が続いた結果、令和 7 年度に令和 8 年度目標値を 1 年前倒して達成しました。『多摩地域で一番少ない排出量』の目標も、令和 6 年度は達成しました（令和 7 年度は集計中）。

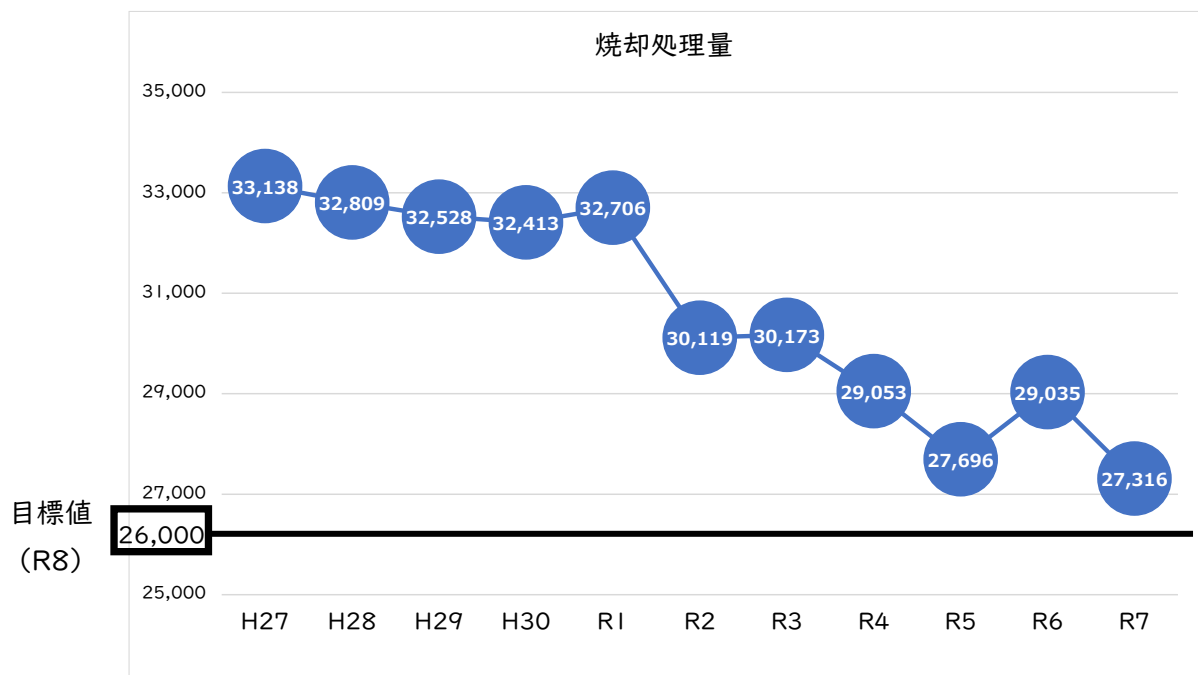
(2) 焼却処理量

(ア) 数値目標

焼却処理量は、『平成 27 年度比 20%削減』を目標に、

令和 3 年度までに 28,000t 以下とし、

令和 8 年度までに 26,000t 以下とします。



(イ) 令和 7 年度の状況

焼却処理量 27,316t/年（平成 27 年度比 17.6%削減）

(ウ) 達成状況

焼却処理量は、令和2年度からのプラスチック類ごみ分別回収・資源化に伴い、前年度から約2,500t以上の大幅な削減を達成しました。以降も減少傾向にありましたが、令和6年度は増加に転じ、令和7年度は再度減少しました。

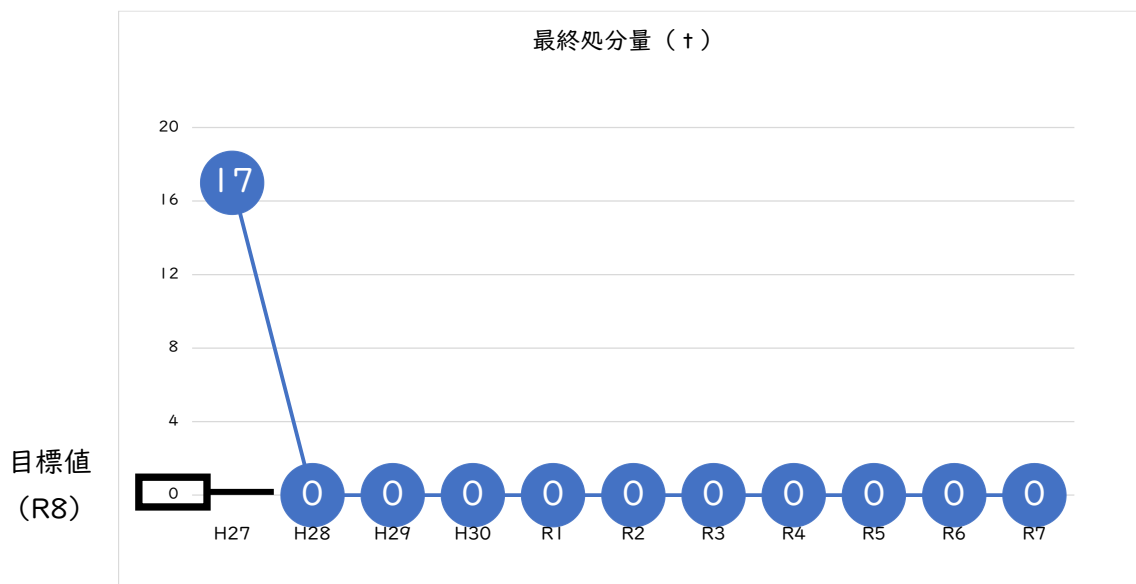
令和7年度の実績値は、令和3年度の目標値は達成していますが、令和8年度の目標値には約1,300t届かない結果となりました。可燃ごみ量は年々減少していますが、令和5年度以降可燃性粗大ごみ量及び可燃残渣量が増加傾向にあることが、その要因と考えられます。令和8年度の目標達成可否については、今後の推移を注視していく必要があります。

(3) 最終処分量

(ア) 数値目標

最終処分量は『埋め立て量ゼロ』を目標に、

令和3年度までにゼロとし、令和8年度までそれを維持します。



(イ) 令和7年度の状況：最終処分量 0t/年

(ウ) 達成状況

平成28年度から最終処分量は0tになっており、目標達成を継続しています。

《参考値》総資源化率

(ア) 数値目標

総資源化率は『多摩地域での上位（トップ5）』を目標に、

令和3年度までに42%以上とし、

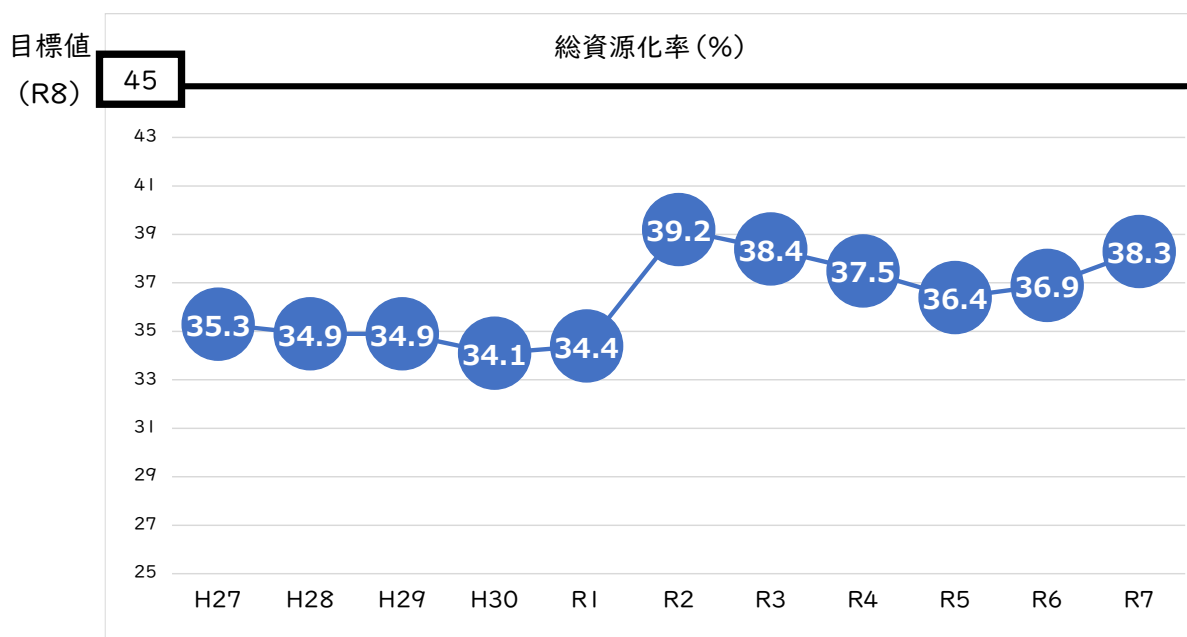
令和8年度までに45%以上とします。

⇒ごみゼロプランの中間検証及び改定プランにより後期から参考値といたします。

※ごみゼロプランの中間検証及び改定プランにおいて下記のとおり、数値目標の検証を行い、後期から数値目標を参考値として取り扱います。

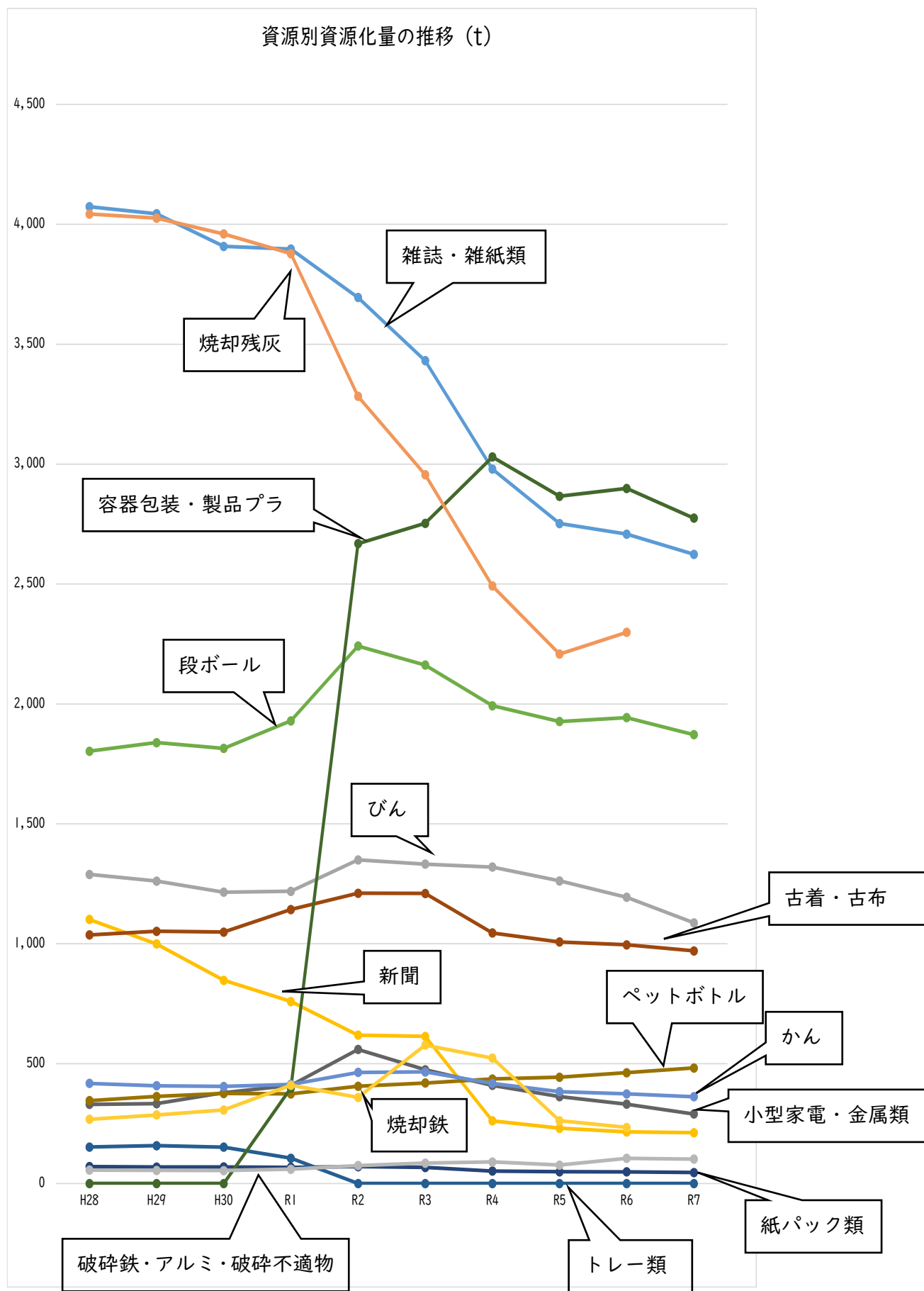
「資源物を大きく占める雑誌・雑紙類、プラスチック類、焼却残灰は減少傾向もしくは減少を目指す品目になっています。それ以外の品目でもごみ量を減らす観点からは資源物としてリサイクルできるものでも受け取らない（リフューズに努める）ことが重要です。

環境意識の高まりにより市民がリフューズ・リデュース・リユース・リターンに取り組むことでごみ量とともに資源物量も減少していく事が想定されます。事業者についても独自に資源回収やごみにならない製品の製造・販売が促進されています。行政回収から民間回収へのシフトを進めていくことが重要ですが、行政回収量が減少すると総資源化率も減少します。市民や事業者の努力が、必ずしも総資源化率の向上に繋がらない場合もあり、最近の動向では総資源化率を参考値として扱う考え方もでてきています。今後は、1人1日あたりのごみ・資源物排出量の減少を重視し、総資源化率は参考値として総合的にごみや資源物の排出状況を確認するための数値として取り扱っていきたいと考えています。」



(イ) 令和7年度の状況

総資源化率 38.3%（多摩地域●位/30市町村（集計中））



(ウ) 達成状況

令和2年度からプラスチック類ごみの分別収集・資源化を行い、総資源化率が5%近く向上しました。総資源化率は、令和2年度をピークに、35%以上を維持していますが、令和8年度目標値の達成は困難な見込みで、令和3年度目標値にも約7%届かない結果となりました。以下、各品目別の動向を記載します。

① 雑誌・雑紙類、新聞紙の回収量の減少

雑誌・雑紙類は、平成28年度以降、資源物の中で最大の回収量を占めていましたが、インターネット等の電子媒体の利用に伴う雑誌や新聞の購読者の減少とともに、排出量も減少しており、平成28年度3,499tから令和7年度2,624tと約24%減となっています。新聞紙の回収量も同様に、平成28年度451tから令和7年度212tとなっており、約半減しています。今後も減少傾向は続くものと考えられます。

② プラスチック類ごみの分別回収による総資源化率の向上と今後の回収量の動向

令和2年度からプラスチック類ごみの分別収集・資源化の開始により、総資源化率は5%程度向上しました。ごみゼロプラン策定時にプラスチック類ごみは令和2年度約3,600tの回収を見込んでいましたが、同年度の実績は3,239tとなりました。以降も減少傾向が続き、令和7年度には2,775tと約14%減となっています。令和4年度にプラスチック類資源循環法が施行されたことで、使い捨てプラスチック製品の抑制が進んだことで減量したものと考えられます。一方、可燃ごみのごみ質分析結果より、可燃ごみに混入しているプラスチック類の量も一定程度あるものと想定されます。プラスチック類ごみについては、総ごみ量の減少を目指す観点から更なる減量を図りつつ、併せて分別徹底を図っていく必要があります。

③ 焼却残灰の減少

焼却残灰の搬出量の推移は、平成28年度4,043tから令和7年度2,323tと43%減となっています。

総ごみ排出量の減少に伴う可燃ごみ量の減少のほか、令和2年度のプラスチック類ごみの分別収集・資源化に伴い、焼却処理量が減少したため、焼却残灰が大きく減少しました。さらに、令和3年度からは焼却残灰の搬出処理方法を一部変更し、灰を薬剤により固める処理（固化処理）を行わずに資源化処理施設に搬出できるようになったことも、焼却残灰の減少の要因と考えられます。

④ コロナ禍による新たな生活様式の変更

コロナ禍による新たな生活様式の変化により、資源物の排出傾向にも影響が及びました。特に、ネットショッピングの利用拡大から段ボールが増加し、ここ数年も1,900t前後を維持しています。一方、古着・古布類、びん、かん、小型家電・金属類は、コロナ禍の影響により増加していましたが、コロナ以前の水準までほぼ戻りつつあります。

4. 第3次改定プランの施策の進捗状況

第3次改定プランの数値目標の達成に向けた施策展開の進捗状況等は、以下のとおりです。

章	節	項	施策	新規または 継続・強化	施策名	指標				進捗状況		指標の達成見込み
						内容	平成27年度	令和3年度	令和8年度	令和3年度	令和7年度	令和8年度
4	1	1	①	【継続・強化】	容器包装お返し大作戦・販売店回収の強化	資源の行政回収量	9,220t/年	8,800t/年	8,600t/年	9,169t/年	7,945t/年	○
4	1	1	②	【継続・強化】	レジ袋の削減・指定ごみ袋の工夫	レジ袋辞退率 指定ごみ袋のデザイン見直し	54.6%	60.0%	70.0%	84.7%	83.4% 見直し実施	○
4	1	1	③	【継続・強化】	リユースの促進	リサイクルプラザの整備	なし	検討	整備	未検討	未整備	×
4	1	1	④	【新規】	ごみの減量意識向上に繋がるシステムの導入検討	新システムの導入	なし	段階的な導入	段階的な導入	検討	導入に至らず(民間主体で実施中)	×
4	1	1	⑤	【継続・強化】	推進体制の強化	新会議体の整備	既存会議を開催	新会議体検討	活動の実施	ごみ減量・リサイクル等推進協議会を設置	ごみゼロプランの施策の検討等実施	○
4	1	1	⑥	【継続・強化】	拡大生産者責任の徹底に向けた働きかけ	国や業界団体への働きかけ	国に要望	方法の検討	意見を発信	要望提出	要望提出	○
4	1	1	⑦	【継続・強化】	事業系ごみの減量に向けた制度の検討	事業用大規模建築物の対象拡大	延床3,000㎡以上	検討	拡大	検討	対象拡大には至らず(制度改善検討中)	×
4	1	2	⑧	【新規】	生ごみの更なる減量に向けた取組み	可燃ごみ量	27,056t	約300t減	約600t減	26,566t 490t減	24,214t 2,842t減	○
4	2	1	①	【継続・強化】	分別状況確認の強化	総資源化率	35.3%	42.0%	45.0%	38.4%	38.3% (参考値)	×
4	2	2	②	【継続・強化】	家庭内における生ごみの減量・資源化の促進	生ごみ処理器等補助金実績(累計) 生ごみリサイクルステッカー配布状況	補助2,835件、 ステッカー1,281件	生ごみ減量・資源化への取組み世帯数 4,000件	補助8,000件、 ステッカー2,500件	- (未確認) (補助5,683件 ステッカー1,927件)	補助7,775件 ステッカー2,269件	○ -
4	2	2	③	【継続・強化】	地域内での生ごみ循環の促進	生ごみリサイクルサポーター登録者数	21名	30名以上	50名以上	18名	19名	×
4	2	2	④	【継続・強化】	事業系食品廃棄物減量・リサイクルに向けた取り組みの推進	説明会参加事業者の事業参加率	給食残渣のリサイクル推進	説明会参加事業者の事業参加率10%以上	事業者等との協働による取り組みを実施	説明会は未開催 POP事業を開始	POP事業は継続中	○
4	2	3	⑤	【新規】	プラスチック類の減量及び分別回収・リサイクルのための働きかけ	プラスチック類回収量、回収量における資源化率	建設準備	3,500t/年以下	2,800t/年以下 (混入物ゼロへ)	3,141t/年	2,775t/年 資源化率86.3%	○ ×
4	2	4	⑥	【新規】	剪定枝の減量・リサイクルの推進	可燃ごみ削減量	情報収集	1,300t/年以上	1,800t/年以上	1,083t/年減	35.0t/年減	×
4	2	5	⑦	【新規】	リサイクル品目拡大・拡充の検討	リサイクル品目	なし	1品目以上	1品目以上	1品目(コンタクトレンズ空ケース)	1品目(衣装ケース)	△
4	3	1	①	【継続・強化】	情報紙・市報等による普及啓発・情報提供	ごみアプリ総ダウンロード数	5,411件	7,000件以上	10,000件以上	33,988件	64,157件	○
4	3	1	②	【継続・強化】	ごみ学習推進プログラム	施設見学者数	1,501人/年	2,000人以上/年	3,000人以上/年	620人/年	4,210人/年	○
4	3	1	③	【継続・強化】	情報交換の活性化	意見交換の場やごみカフェの設置	なし	意見交換の場設置、ごみカフェの準備	意見交換の活性化、ごみカフェの設置	ごみ減量・リサイクル等推進協議会を設置	協議会継続中 ごみカフェの設置には至らず	△
4	4	1	①	【新規】	3市でのごみ減量・分別の徹底	-	-	-	-	- 可燃ごみ処理施設を整備(R2) - 搬入量・搬入物等の確認を行い、適切な管理を継続中	-	-
4	4	1	②	【新規】	3市における情報共有の促進	-	-	-	-	- 3市ごみ減量推進、3市課長会及びクリーンセンター連絡協議会で施策検討等を実施中	-	-
4	4	1	③	【新規】	3市への情報発信の強化	-	-	-	-	- 排ガス等のモニタリング体制の確立 - クリーンセンター連絡協議会で意見交換を実施 - 浅川清流環境組合ニュースの発行	-	-
4	4	2	④	【継続・強化】	最終処分量の削減	-	-	-	-	- 最終処分量ゼロ、不燃性残渣もリサイクル(搬入量ゼロ)を継続中 - 「三多摩は一つなり」事業を定期的の実施	-	-
4	4	3	⑤	【新規】	災害時対策の強化	-	-	-	-	- 災害廃棄物処理計画を策定(R3)	-	-
4	5	1	①	【継続・強化】	分別区分にあった適正な収集運搬	-	-	-	-	- プラスチック類の分別回収を開始(R2～)	-	-
4	5	2	②	【新規】	マテリアルリサイクル推進施設の整備	-	-	-	-	- プラスチック類資源化施設を整備(R2)プラスチック類ごみ、不燃ごみ、不燃性粗大ごみを処理	-	-
4	5	2	③	【新規】	既存施設の適正な運用	-	-	-	-	- 既存施設は新施設稼働まで適正な運用を実施	-	-
4	5	2	④	【継続・強化】	不法投棄の防止	-	-	-	-	- バトロール・啓発活動を継続的に実施	-	-
4	5	3	⑤	【新規】	市民との連携によるごみ減量・適正処理等への取組み	-	-	-	-	- プラスチック類の分別回収開始前に説明会や出前講座を実施 - 廃棄物減量等推進員の研修を年2回実施	-	-

各施策の実施状況等を次頁以降に示します。

4.1 ごみの更なる減量

4.1.1 大量消費・大量生産型のライフスタイルからの転換

【継続・強化】施策①：容器包装お返し大作戦・販売店回収の強化

「容器包装お返し大作戦!～容器包装 断る 返すで ごみ減量～」の強化により、容器包装、過剰包装を削減し、ごみの発生量を抑制します。また、現在、市による分別回収を実施している新聞について、販売店回収・集団回収の利用を促進するとともに、その他古紙類等の資源物の集団回収の利用も促進し、ごみの発生量を抑制します。

【市】

- ・新規のスーパー等の出店の際に、開発協議の中で容器包装お返し大作戦への参加を促進する。
- ・店舗の状況に応じて回収品目の拡大を図る。
- ・新聞は発行部数の減少やデジタル化により、今後も減少が見込まれる。今後の動向を見ながら、これからの収集方法を検討する。
- ・行政回収から民間回収へのシフトを今後も推進していく。

【市民】

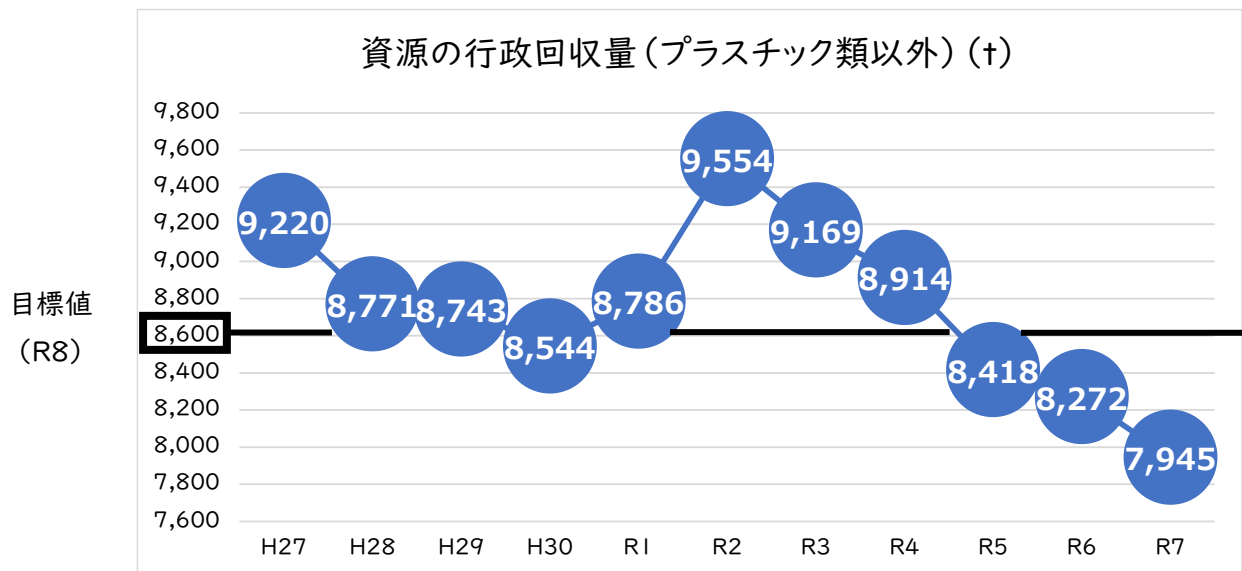
- ・マイバッグ・マイ容器を使用し、容器包装の「買わない」「もらわない」「店に返す」を徹底する。
- ・トレー等きれいに洗い「容器包装お返し大作戦」に協力する。
- ・新聞紙の販売店回収や集団回収を利用する。

【事業者】

- ・「容器包装お返し大作戦」に対する販売店の自主的な取り組みや、店頭回収への参加を促進する。

指標の達成状況

時期	指標	実績	達成状況
プラン策定時 (H27)	資源の行政回収量（プラスチック類以外）： 9,220t/年	9,220t/年 (H27)	-
前期 (H29-R3)	令和 3 年度において、資源の行政回収量（プラスチック類以外）8,800t/年以下を達成する。	9,169t/年 (R3)	× (未達成)
後期 (R4-8)	令和 8 年度において、資源の行政回収量（プラスチック類以外）8,600t/年以下を達成する。	7,945t/年 (R7)	○ (達成見込み)



社会状況等の変化

- ・新型コロナウイルス感染症の流行
- ・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の施行（令和 4 年 4 月）

進捗状況

- ・「容器包装お返し大作戦!」の参加回収店は、平成27年度の20店舗から令和 7 年度 22 店舗に拡大。開発により新規店舗が建設される場合は開発協議の中で参加していただくようお願いする仕組みを整備しました。
- ・店舗の敷地面積が狭い場合、回収品目の置き場が確保できない等の店舗ごとの事情があるため、同系列の店舗であっても回収品目が異なっている状況があります。
- ・主要な新聞は販売店回収を行っています。新聞発行部数の減少等により、新聞排出量は減少傾向となっており、令和 7 年度の行政回収量は平成28年度との比較で約半減しています。なお、回収量は行政回収より集団回収の方が上回っています。

次期プランに向けた評価

- ・新型コロナウイルス感染症の流行による在宅時間の増加等により、資源行政回収量は令和2年度に一時的に増加しましたが、以降は減少傾向にあります。
- ・「容器包装お返し大作戦!」は拡大しています。（平成27年度の20店舗から令和 7 年度 22 店舗）
- ・民間事業者の協力を得ながら、協力店舗を拡大していく必要があります。
- ・回収品目の拡大等を進めるかの検討が必要です。
- ・民間事業者による回収状況の情報収集を行い、行政回収から民間回収への移行に向けた必要な施策を検討し、推進していきます。

【継続・強化】施策②：レジ袋の削減・指定ごみ袋の工夫

レジ袋の削減・指定ごみ袋の工夫により、ごみの発生量を抑制します。

【市】

- ・ごみ袋をレジ袋の代わりに購入していただく社会実験（レジごみ袋）を進め、その結果を踏まえて、事業化の判断を行う。
- ・明星大学との連携を活かし、通常の指定ごみ袋についても新たなデザインを検討していく。

【市民】

- ・過剰包装を頼まない、断る。
- ・レジ袋を断る。
マイバッグ等（レジ袋のリユースを含む）を積極的に利用し、レジ袋を断る。
- ・レジごみ袋の社会実験に協力する。

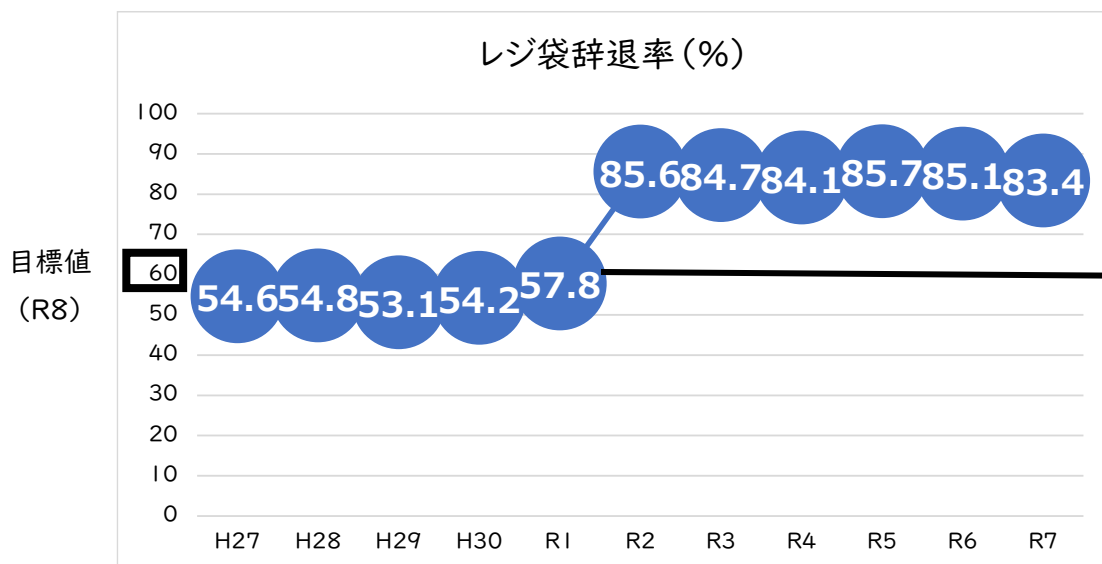
【事業者】

- ・レジごみ袋の社会実験に協力する。

指標の達成状況

時期	指標	実績	達成状況
プラン策定時 (H27)	レジ袋辞退率:54.6%※	54.6% (H27)	-
前期 (H29-R3)	令和3年度のレジ袋辞退率60%以上を達成する。	84.7% (R3)	○ (達成)
後期 (R4-8)	指定ごみ袋のデザインの見直し	83.4% (R7)	○ (達成見込み)

※マイバッグ出口調査結果（平成27年10月データ）、平均辞退率



社会状況等の変化

- ・新型コロナウイルス感染症の流行
- ・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく省令改正によるレジ袋有料化義務化(令和 2 年 7 月)
- ・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の施行(令和 4 年 4 月)

進捗状況

- ・令和 2 年 1 月からのプラスチック類ごみの分別収集開始に伴い、指定ごみ袋のロール化を実施しました。(外袋廃止によるプラスチックごみの削減)
- ・国が令和 2 年 7 月よりレジ袋の有料化(省令改正)を実施し、スーパー以外も有料となりました。
- ・レジ袋の有料化によりマイバッグの利用が拡大しました。
- ・令和 2 年度に、日野市レジ袋無料配布中止に向けた共同会議の活動は、国の「みんなで減らそうレジ袋チャレンジ」の優秀賞を受賞しました。ごみゼロプランでは「共同会議は目標を実現した時点で解散」となっており、レジ袋有料化という目標を実現したため、共同会議は解散しました。
- ・更なるレジ袋使用削減に向けて、マイバッグを忘れた時やマイバッグに入りきらない買い物をした時に新たな市の指定ごみ袋(レジごみ袋)をレジ袋代わりに購入してもらいレジ袋を減らす社会実験を明星大学と連携して進め、令和 6 年 4 月より本格導入しています。

次期プランに向けた評価

レジ袋の有料化等を通じて、レジ袋の辞退率は 85%前後で推移していますが、市ではプラスチックスマート宣言を行っており、最終的なレジ袋辞退率 100%に向け、更なる施策の推進をしていく必要があります。

【継続・強化】施策③：リユースの促進

不用品を、必要に応じて修理・再生した上での資源循環（リユース）、環境配慮製品の利用促進等により、ごみの発生量を抑制します。

【市】

- ・不要品リユース仲介拠点の充実を図るため、社会実験としてジモティースポット日野を設置し、民間のノウハウを活用することで粗大ごみを減らす取り組みを実施する。
- ・フリマアプリや不要品交換サイトの活用等の動向を注視し、リユースに関する市民の関心や利便性の向上に向けて検討する。
- ・リサイクルプラザの検討が進められるようになったら必要な機能や設備を検討する。
- ・リサイクル事務所や回轉市場への積極的な支援を継続していく。
- ・PR 啓発事業により、市民・事業者による環境配慮製品の使用を促進していく。
- ・イベント等でのリターナブル容器・マイ容器の使用については新型コロナを契機とした衛生意識の高まりにも配慮し、今後の意識の変化を踏まえながら、方向性を検討していく。

【市民】

- ・リサイクルプラザの機能に関する検討会議に参加する。
- ・フリーマーケット、リサイクル事務所や回轉市場を積極的に利用する。
- ・環境配慮製品を積極的に使用する。
- ・お祭り、イベント等ではリターナブル容器・マイ容器を使用する。

【事業者】

- ・フリーマーケット等への参加を検討する。
- ・環境配慮製品を積極的に使用する。
- ・お祭り、イベント等でのリターナブル容器・マイ容器の使用を促進する。

指標の達成状況

時期	指標	実績	達成状況
プラン策定時 (H27)	新規事業の取組みとなるため、プラン策定時の取組みはなし	-	-
前期 (H29-R3)	リサイクルプラザにおける必要な機能や設備を検討する。	厳しい財政状況もあり、解体工事の目途が立たないため検討に至らず。	× (未達成)
後期 (R4-8)	リサイクルプラザを整備し、フリーマーケットや不用品の修理等のための場所を提供する。	解体工事の目途が立たないため整備に至らず。	× (未達成)

社会状況等の変化

- ・環境意識の高まり
- ・フリマアプリの拡大
- ・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の施行（令和 4 年 4 月）
- ・厳しい経済状況
- ・新型コロナウイルス感染症の流行

進捗状況

- ・リサイクルプラザは旧不燃ごみ処理施設を解体した跡地に建設することを考えていますが、厳しい財政状況もあり、解体工事にも着手できない状況があります。
- ・リサイクル事務所やひの市民リサイクルショップ回転市場の支援は継続しています。
- ・環境配慮製品については、近年の環境意識の高まりにより、環境配慮製品の使用が促進されています。プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の施行により、特定プラスチック使用製品 12 品目について大量に提供する事業者には排出抑制が義務付けられました。
- ・イベント等でのリターナブル容器の使用は新型コロナウイルス感染症の流行によりイベントが中止になったことや、イベントを行っても飲食を自粛する傾向があったため、利用機会自体が減少しました。

次期プランに向けた評価

- ・旧不燃ごみ処理施設については迅速な解体工事の実施が求められますが、リサイクルプラザの整備については、国の財政措置を含む財源や市民のニーズ等を踏まえた検討が必要です。
- ・既存施設（リサイクル事務所、ジモティースポット日野、ひの市民リサイクルショップ回転市場）の活性化や、フリマアプリや不要品交換サイト等の民間の不要品リユース・サービスの積極的活用も引き続き検討していきます。併せて既存施設の再編も検討していきます。

【新規】施策④：ごみの減量意識向上に繋がるシステムの導入検討

エコポイント制度や優良店評価制度等、ごみ減量やリサイクルに取り組んだ際に、メリットが生まれるような新システムの導入を検討します。

【市】

- ・事業者が主体的に環境に配慮した活動を実施している状況を踏まえ、ポイント制度も含めたごみ減量意識向上に繋がるシステムの導入を事業者働きかけていく。
- ・事業者のよい取り組みをエコー等で取り上げることで、事業者の活動を後押ししていく。

【市民】

- ・システムを導入している店舗があるため、積極的に活用する。

【事業者】

- ・ポイント制度も含めたごみ減量意識向上に繋がるシステムの導入を検討する。

指標の達成状況

時期	指標	実績	達成状況
プラン策定時 (H27)	新規事業の取り組みとなるため、プラン策定時の取り組みはなし	-	-
前期 (H29-R3)	新システムの導入に向けて、市民・事業者が参加した共同会議等を開催し、実施内容を検討する。また、実施可能なものは段階的に導入する。	共同会議は未開催。事業者主体で独自ポイントによる制度を開始、段階的な導入は進行中。	△ (一部達成)
後期 (R4-8)	引き続き新システムを検討し、段階的な導入を実施する。	各事業者主体で取り組んでいるが、広報等での周知及び新システムの導入には至らず。	× (未達成)

社会状況等の変化

- ・企業の ESG に対する認識の向上

進捗状況

- ・イオンスタイル多摩平の森でポイントのたまる雑誌・雑紙のリサイクル回収を行っています。
- ・セブン-イレブンでポイントがたまるペットボトル回収の仕組みの構築を進めていますが、事業者との協議が難航し、実施には至っていません。
- ・事業者が主体的に環境に配慮した活動を実施している状況を踏まえ、事業者の新たな取り組みをエコー等で取り上げることで、事業者の活動を後押ししています。

次期プランに向けた評価

市によるシステム導入には至りませんでした。各事業者が主体的に独自ポイントによる制度の導入等に取り組んでいる状況があります。今後は事業者の取り組みをエコー等の広報で取り上げ、事業者による主体的な活動の後押しを行っていきます。

【継続・強化】施策⑤：推進体制の強化

（仮）ごみゼロ推進協議会等といった、新たに必要となる体制づくりや、既存の体制の活性化により、ごみの発生量抑制を推進する体制を強化します。

【市】

- ・「ごみ減量・リサイクル等推進協議会」の中で協議会のあり方を検討しながら、プランの重点項目の進め方等を検討していく。

【市民】

- ・体制づくりに関する会議に参加する。
- ・ごみの減量に関する会議等の活動に積極的に参加する。
- ・市民参加の委員会や市民組織、自治会に積極的に参加する。

【市民】

- ・体制づくりに関する会議に参加する。
- ・ごみの減量に関する会議等の活動に積極的に参加する体制づくりに関する会議に参加する。

指標の達成状況

時期	指標	実績	達成状況
プラン策定時 (H27)	ごみ減量推進市民会議、生ごみリサイクルサポーター会議等の開催	-	-
前期 (H29-R3)	ごみ減量に関する会議における体制について、市民・事業者とともに検討を進める。	令和3年11月にごみ減量・リサイクル等推進協議会を設置（新型コロナウイルス感染症拡大により設置が遅延）。	△ (一部達成)
後期 (R4-8)	ごみ減量に関するそれぞれの会議が中心となり、具体的な活動を実施する。	日野市一般廃棄物処理基本計画に定める施策について検討、検証・協議等を実施。	○ (達成)

進捗状況

- ・新型コロナウイルス感染症拡大により会議の設置が難しい状況がありましたが、令和3年11月にごみ減量・リサイクル等推進協議会を設置。委員構成については幅広い世代が参加できる仕組みを構築。
- ・市民活動、地域活動、商工会等には地域協働課や産業振興課等により支援を行っています。ごみゼロ推進課ではダンボールコンポスト講習会等のPRを行っています。

次期プランに向けた評価

協議会を設置し活動を行っているため指標は達成しています。

今後は協議会の活動を継続しつつ、役割の明確化を図っていきます。

【継続・強化】施策⑥：拡大生産者責任の徹底に向けた働きかけ

ごみ減量・リサイクルに関する製造・流通・販売・企業の適正な責任分担のあり方を追求するため、拡大生産者責任の徹底に向けて、日野市としてできることを実施していきます。具体的には、周辺自治体や都等と協力し、国や業界団体への働きかけを実施するとともに、製造・流通・販売側の事業者に対しては、環境配慮設計や簡易包装を促進します。

■拡大生産者責任とは

「拡大された生産者責任」(EPR: Extended Producer Responsibility)とは、製造者に製品に関わるすべてのライフサイクルに対する責任、取り分け製品の引取・リサイクル・最終処分 of 段階に対する責任を課すことにより、製品によって生じる総合的な環境負荷の低減を目指す環境保全における戦略です。

【市】

- ・「ごみ減量・リサイクル等推進協議会」の中で協議会のあり方を検討しながら、プランの重点項目の進め方等を検討していく。
- ・全国的な制度として、リターナブル容器が消費者に選択されるよう、ワンウェイ容器の処理費用の販売価格へのとり込みや税、課徴金などの活用を国・関係機関に要望する。
- ・国や業界団体に対して、周辺自治体や都等と連携しながら、拡大生産者責任に対する意見の発信をしていく。(容器包装だけでなく、紙おむつなど様々な製品に対して、生産者によるリサイクルの推進を求めている。)

【市民】

- ・リサイクルや拡大生産者責任に関する制度の改革について、意見ヒアリングの場等に積極的に参加する。

【事業者】

- ・リターナブルの使用を拡大するために、以下のような製造、販売方法の改革を検討する。
 - ①ワンウェイ容器入りの商品の削減
 - ②リターナブル容器の品揃えの拡大
 - ③デポジット制度の導入
- ・製品の最終回収に責任を持てるよう、材質等にも配慮する。
- ・ばら売り、量り売り等を実施し、包装の簡易化を検討する。

指標の達成状況

時期	指標	実績	達成状況
プラン策定時 (H27)	拡大生産者責任の追及を全国都市清掃会議等を通して、国に要望。「容器包装お返し大作戦」の実施及び行政回収の見直し検討。	-	-
前期 (H29-R3)	拡大生産者責任等の制度に対する意見を市民や事業者から聴取し、国や業界団体等への働きかけの方法を検討する。	国や業界団体に対して、周辺自治体や都等と連携しながら、拡大生産者責任に対する意見、要望の発信。	○ (達成)
後期 (R4-8)	前期での聴取結果・働きかけの方法の検討結果を元に、国や業界団体に対して意見を発信する。	国や業界団体に対して、周辺自治体や都等と連携しながら、拡大生産者責任に対する意見、要望の発信。	○ (達成)

社会状況等の変化

- ・レジ袋有料化の実施
- ・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の施行（令和４年４月）
- ・企業の ESG に対する認識の向上

進捗状況

- ・令和2年7月にレジ袋の有料化が実施されました。
- ・令和4年4月からプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の施行により小売り・サービス事業者が提供する使い捨てプラスチック製品12品目について使用削減が義務付けられました。また、製造事業者に対しては、プラスチック容器包装の環境配慮設計の努力義務が課されます。
- ・国や業界団体に対して、周辺自治体や都等と連携しながら、拡大生産者責任に対する意見、要望の発信をしています。
- ・事業者もプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の施行に基づく対応を行うほか、従来、使い捨てされていた洗剤やシャンプー等の日用消耗品や食品等の容器や商品パッケージを、ステンレスやガラス等の耐久性の高いものに変え、繰り返し利用を可能にする新たな商品提供システムを導入する事業者がでてきました。

次期プランに向けた評価

市が長年取り組み続けてきたレジ袋有料化が実現する等、今までの活動が評価され、指標は達成しています。拡大生産者責任の徹底については、今後も要望を継続していきます。国の動きとは別に、事業者が独自に改善している動きもあり動向の注視が必要です。

【継続・強化】施策⑦：事業系ごみの減量に向けた制度の検討

事業系ごみの減量に向け、一定規模以上の事業者への再利用計画書の提出義務付け、事業系ごみの搬入手数料の適正化検討等を実施します。

【市】

- ・事業の用途に供する部分の延床面積が 3,000 ㎡以上の事業用大規模建築物をもつ事業者に対して、引き続き再利用計画書の提出を求めるとともに食品ロス削減、生ごみ資源化、紙ごみ資源化、プラスチックごみの適正な排出を行っていただく。
- ・事業の用途に供する部分の延床面積が小さな事業者に対しても、ごみ減量に向けた情報提供・普及・啓発等を実施する（4.3 ごみ減量の意識向上に向けた普及啓発・情報提供参照）。
- ・クリーンセンターへの事業系ごみの搬入手数料は他市の状況を確認しながら、必要に応じて適正化を図っていく。

【事業者】

- ・事業の用途に供する部分の延床面積が 3,000 ㎡以上の事業用大規模建築物をもつ事業者は、再利用計画書を提出するとともに、資源化を含めたごみ減量に努める。
- ・事業の用途に供する部分の延床面積が小さな事業者についても、排出されるごみの量及び質を把握した上で、資源化を含めたごみ減量に努める。

指標の達成状況

時期	指標	実績	達成状況
プラン策定時 (H27)	事業の用途に供する部分の延床面積が 3,000 ㎡以上の事業用大規模建築物をもつ事業者に対して、再利用計画書の提出を求めている。	-	-
前期 (H29-R3)	事業用大規模建築物の対象拡大について検討する。	検討はしたが、コロナ禍の影響を鑑み対象拡大は見送り。	△ (一部達成)
後期 (R4-8)	検討結果に基づき必要に応じて、関係条例の改正等を実施する等、事業系ごみの減量に向けた制度の改善を図る。	対象拡大に向けた条例改正は未実施。事業系ごみ減量に向けた制度改善は継続的に検討中。	△ (一部達成)

進捗状況

- ・延床面積が 3,000 ㎡以上の事業用大規模建築物をもつ事業者からの再利用計画書の提出は継続。
- ・少量排出事業所向けに事業系ごみの出し方を「ごみ・資源分別カレンダー」で周知しています。
- ・クリーンセンターへの事業系ごみの搬入手数料は 42 円/kgと多摩地域で高水準を維持しています。

次期プランに向けた評価

延床面積の引き下げによる対象拡大は、中小規模の事業所に負担が大きいため、経済状況等を見極めながら慎重に検討する必要があります。事業系ごみの減量に向け新規施策の展開も含め検討します。

4.1.2 生ごみの更なる減量に向けて

【新規】施策⑧：生ごみの更なる減量に向けた取り組み

可燃ごみの約33%（組成分析調査による）を占める生ごみを更に減量していくためには、市民・事業者による発生抑制と市による発生抑制への支援、リサイクルの推進が必要です。

（1）市民・事業者とともに実施する施策検討の場の設置

生ごみの更なる減量を達成するためには、排出する市民や事業者の理解・協力が必要不可欠です。施策の検討、実施に向けて市民・事業者と協働で施策の検討ができるような場を設置します。

（2）発生抑制への取り組み

・3 切り運動の推進 食材の使い切り・食べ切り、生ごみの水切りによる減量への取り組みを強化します。

※食材の使い切り

市内大学などと連携した食材の使い切りメニューレシピ開発に向けて検討します。

商店、スーパーにおけるばら売り・量り売りの促進に向けて検討します。

※食材の食べ切り

市内飲食店などと連携した食べ切りサイズの考案・販売に向けて検討します。

※生ごみの水切り

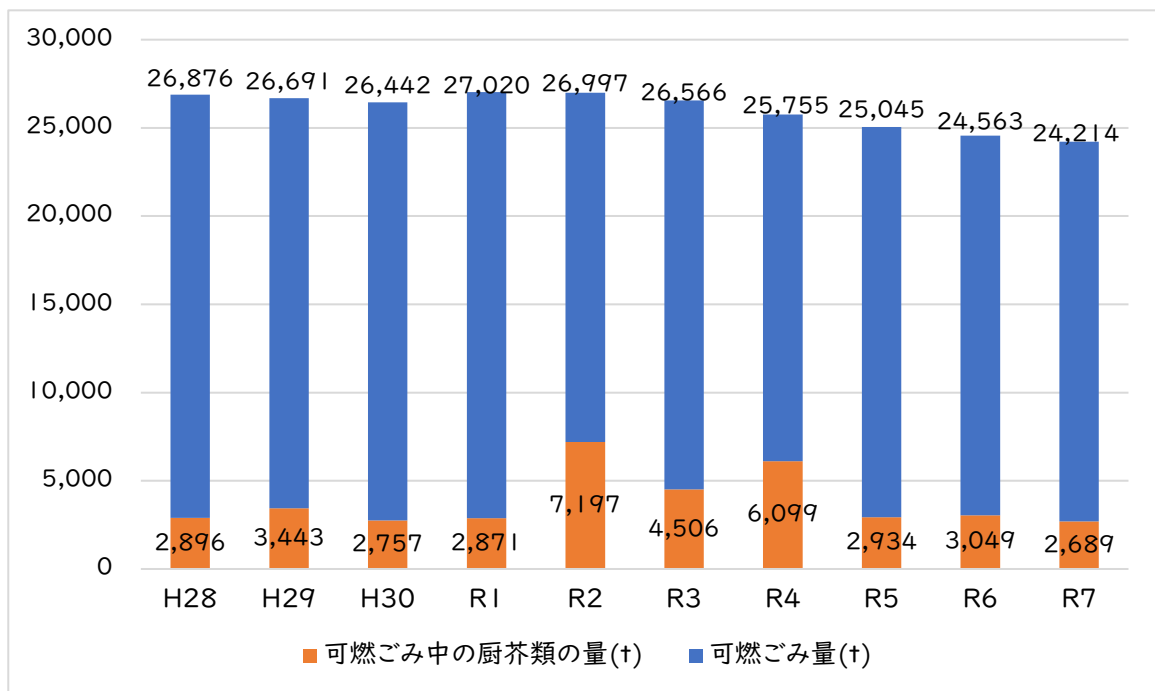
水切りネットや水切り器などによる水切りを推奨し、ごみ減量に取り組みます。

（3）情報収集・啓発の促進

「全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会」に参加し、先進市の取り組みの情報収集を行い、当市での実施に向けた検討を行います。先進市の事例、当市での取り組みなどをごみ情報誌（エコー、ごみ資源分別カレンダー）などで広く市民に啓発を行います。また、ホームページやごみ分別アプリなども活用した情報発信も含め啓発の促進を図ります。

指標の達成状況

時期	指標	実績	達成状況
プラン策定時 (H27)	可燃ごみ量 27,056t	- (H27)	-
前期 (H29-R3)	生ごみの減量・リサイクルを推進し、可燃ごみ量約300tの減量	490t減量 (26,566t) (R3)	○ (達成)
後期 (R4-8)	生ごみの減量・リサイクルを推進し、可燃ごみ量約600tの減量	2,842t減量 (24,214t) (R7)	○ (達成)



社会状況等の変化

- ・食品ロスへの関心の高まり

進捗状況

- ・「ごみ減量・リサイクル等推進協議会」等で施策の内容進め方を検討しています。
- ・発生抑制への取り組みについて3切り運動の推進をエコー等で周知を図っています。
- ・全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会に参加し、先進市の事例等を検討しています。先進市の事例等で良い取り組みはエコー等で周知しています。
- ・ダンボールコンポスト等の補助や講習会により、生ごみ減量の普及啓発活動を行っています。
- ・せせらぎ農園により、生ごみの堆肥化を行い生ごみの減量を行っています。
- ・石田環境プラザに常設のフードライブを設置し、食品ロス削減を推進しています。
- ・学校給食残渣を民間のたい肥化施設で処理しています。

次期プランに向けた評価

可燃ごみ量は確実に減っていますが、上図に示すとおり、可燃ごみ量と厨芥類量の推移に明確な相関関係は見受けられません。したがって、可燃ごみ量の減少が生ごみの減量によるものとは断定できず、総ごみ排出量の減少やプラスチック類ごみの分別収集・資源化の開始等、複数の要因が複合的に影響している可能性が高いと考えられます。

生ごみ減量・リサイクルの結果を反映できる指標の設定を検討していきます。

食品ロス削減推進計画の策定を通じて、協議会等で施策等の検討を進め、生ごみの減量を推進していきます。

4.2 適正なりサイクルの推進

4.2.1 分別徹底による資源化の促進

【継続・強化】施策①：分別状況確認の強化

分別状況の確認を徹底し、結果を周知することにより、市民・事業者のごみの分別に対する意識の向上及び分別徹底を図り、資源化への取り組みを促進します。なお、分別徹底のための情報提供・普及啓発については、「4.3 ごみ減量の意識向上に向けた普及啓発・情報提供」の項目に示します。

【市】

- ・可燃ごみ等への資源化可能なプラや紙等の組成割合を数字で示していく。
- ・可燃ごみ等を出す前に資源ごみが混入していないか点検すること呼びかけていく。
- ・分別に関しては廃棄物減量等推進員や広報、エコー、ごみ分別アプリ、LINE 等、時代に即した様々な手段を用いて周知していく。
- ・定期的に業務連絡会を開催し、分別についての情報交換を進めながら業務の改善を図っていく。

【市民】

- ・自らのごみの分別状況を確認し、分別に対する意識を向上させ、質の高い分別を実施する。

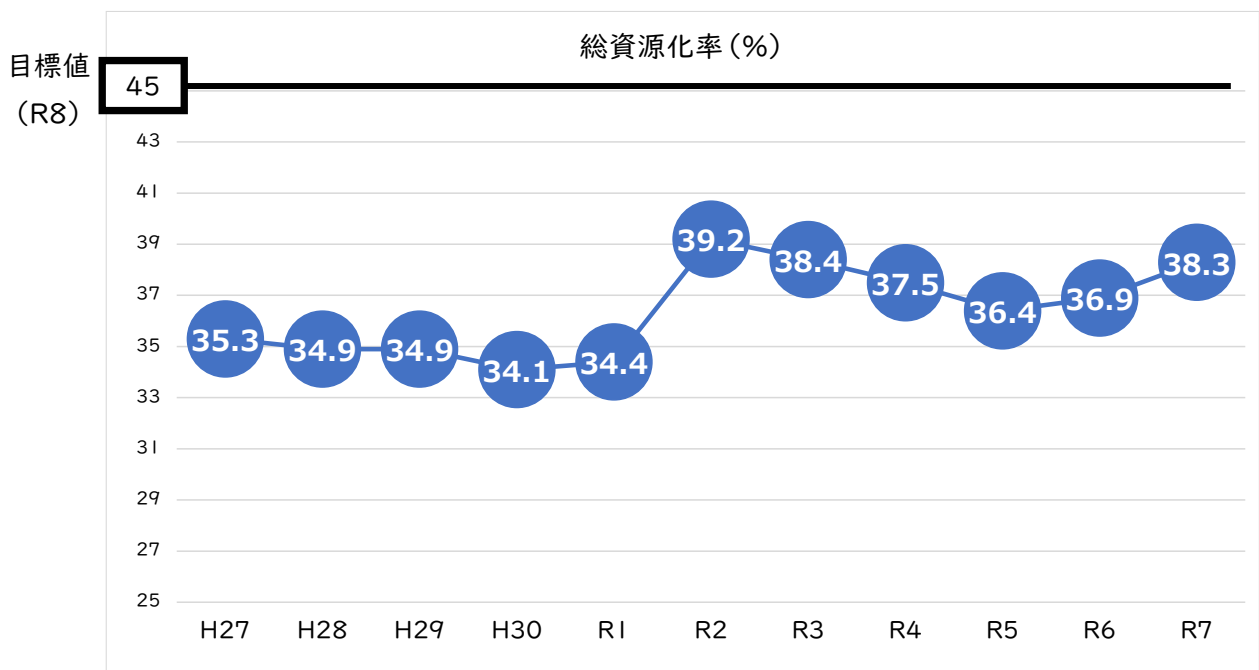
【事業者】

- ・自らのごみの分別状況を確認し、分別に対する意識を向上させ、質の高い分別を徹底する。

指標の達成状況

時期	指標	実績	達成状況
プラン策定時 (H27)	総資源化率:35.3%	35.3% (H27)	-
前期 (H29-R3)	令和 3 年度の総資源化率 を 42%以上とする。	38.4% (R3)	× (未達成)
後期 (R4-8)	令和 8 年度の総資源化率 を 45%以上とする。	38.3% (R7)	× (達成困難な見込み)

※令和 5 年 3 月の第 3 次ごみゼロプランの中間検証において、総資源化率は参考値として取り扱う方針に変更しました(詳細は本資料 8 ページ参照)。



社会状況等の変化

- ・プラスチック類の分別・資源化の実施(令和2年1月～)
- ・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の施行(令和4年4月)
- ・新型コロナウイルス感染症の流行

進捗状況

・令和2年1月からのプラスチック類ごみの分別回収の実施にあたっては、自治会や管理組合だけでなくサークル等の希望団体を含めて説明会を開催し、分別の周知徹底を図りました。ごみ出しルールを守らない所にはごみパトロール隊が排出指導を行っています。自治会やマンション管理組合では廃棄物減量等推進員がごみ担当を担っています。

・原則的に分別が適切でない家庭のごみは収集せず、お知らせシールを貼って置いてくることになっています。収集業者との業務連絡会では、分別状況等の確認をおこなっており、特別に周知を行った方がよい内容については市がチラシの作成をおこない、収集業者がマナーを守っていない家庭に対してポステイングを行う等の対応を行っています。また、ごみアプリについては未掲載の品目について、市への問い合わせや収集業者の気づきにより掲載を追加し、内容の充実を図っています。

次期プランに向けた評価

総資源化率は、令和2年度をピークに、35%以上を維持していますが、指標の達成は困難な見込みです。行政回収量が減少すると総資源化率も減少し、市民や事業者の努力が必ずしも総資源化率の向上につながらないことから、今後は別指標の設定を検討していきます。

また、分別に関する周知を行い、更なる分別の徹底を進めていく必要があります。

4.2.2 生ごみの減量・資源としての活用の促進

【継続・強化】施策②：家庭内における生ごみの減量・資源化の促進

家庭内における生ごみを循環等させることによって、生ごみの減量及び資源化を促進し、可燃ごみ量の削減を目指します。

【市】

- ・ダンボールコンポスト等、生ごみ处理器購入補助制度を継続する。
- ・上記のほか、生ごみ循環を実施する家庭へのインセンティブ付与を検討する。
- ・生ごみリサイクルステッカーの配布及び、配布状況の確認を実施する。
- ・生ごみ堆肥化講習会（菌ちゃん野菜づくり等を含む）
- ・料理教室（食材の使いきりレシピ、食育等・住宅環境に即した家庭内生ごみ処理の実施）を開催する。
- ・コンポストについてはダンボールコンポスト以外にもバック型の LFC コンポストや家で堆肥を利用しない方向けのコンポストもあるため、ニーズに合わせた生ごみの減量を検討していく。

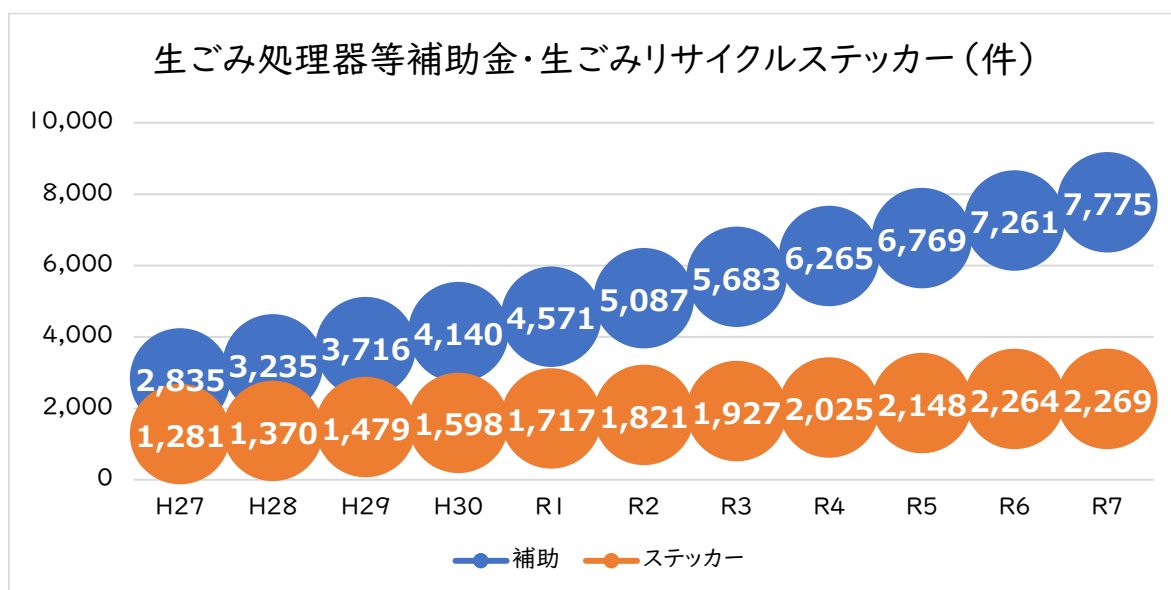
【市民】

- ・住宅環境に即した家庭内生ごみ処理を実施する。（庭や畑などに埋める、ダンボールコンポスト等の利用など）。

指標の達成状況

時期	指標	実績	達成状況
プラン策定時 (H27)	生ごみ处理器等補助金実績（累計） 生ごみリサイクルステッカー配布状況 （累計）	補助（累計） 2,835 件 ステッカー（累計） 1,281 件 (H27)	-
前期 (H29-R3)	令和 3 年度の生ごみ減量・資源化への 取り組み世帯数 4,000 件※（全世帯の 約 5%）以上を達成する。	- (未確認) (R3)	× (未達成)
後期 (R4-8)	令和 8 年度の生ごみ处理器等補助金 実績（累計）8,000 件 生ごみリサイクルステッカー配布状況 （累計）2,500 件	補助（累計） 7,775 件 ステッカー（累計） 2,269 件 (R7)	○ (達成見込み) × (未達成)

※生ごみ減量・資源化への取り組み世帯数＝コンポスト等による減量実施世帯だけでなく、水切りや畑・庭などへの埋め立て、機械式処理など様々な取り組みを行う全ての世帯を示します。数値は累積数値とします。



※生ごみ減量・資源化への取り組み世帯数の把握が難しいため、平成 27 年度時点のプラン策定時確認として使用した指標を集計しました。

社会状況等の変化

- ・新型コロナウイルス感染症の流行

進捗状況

- ・生ごみ処理器購入補助制度の利用者は、着実に拡大しています。
- ・生ごみリサイクルステッカーの配布及び配布状況を確認しています。生ごみリサイクルステッカーは、玄関先に貼付することを想定し、貼付者本人の意識の向上と通行人への周知を目的として、ダンボールコンポストの購入者全員に配布していました。その後、より実効的な制度とするため、生ごみリサイクルサポーターの会議を経て、ダンボールコンポストを購入しているか否かに関係なく、生ごみのリサイクルに関心がある方から要望があった際に配布しています。
- ・コロナ禍により講習会等の実施が難しい時期もありましたが、ひの・まちの生ごみを考える会により、コンポストを普及する動画制作や、オンライン講習会を実施。現在は、対面のダンボールコンポスト講習会も再開しています。

次期プランに向けた評価

生ごみ処理器補助事業の利用は拡大していますが、生ごみリサイクルステッカーの目標達成は困難な見通しです。

生ごみの減量・資源化の実態を把握できる指標への変更を検討し、生ごみの減量と資源化に有効な施策を推進していく必要があります。

食品ロス削減推進計画の策定を通じて、協議会等で施策の検討を進めます。

【継続・強化】施策③：地域内での生ごみ循環の促進

地域内における生ごみを循環させることによって、生ごみの減量及び資源化を促進し、可燃ごみ量の削減を目指します。

【市】

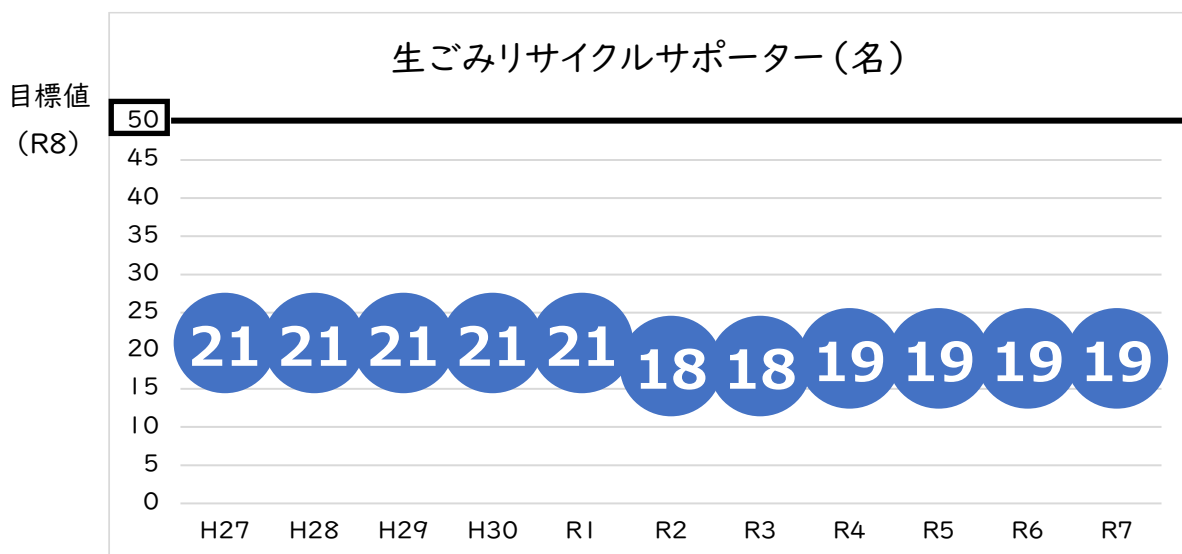
- ・生ごみリサイクルサポーターの役割、位置づけ等を整理するとともに、広く市民に浸透するような仕組みづくりを検討していく。
- ・コミュニティガーデンについては、日野市クリーンセンター、浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設、河川防災ステーションを「ごみ減量推進ゾーン」として位置づけ、生ごみたい肥化事業の拠点を設置し、全市での取り組みの中核的な役割を担うとともに、環境学習や地域コミュニティの創出等、様々な役割を担う場として活用していく。
- ・新たな生ごみの分別収集・資源化に向けて先進市の事例等を研究し、検討していく。
- ・廃棄物減量等推進員の講習会でダンボールコンポストの周知を行う等の展開を行っていく。

【市民】

- ・生ごみリサイクルサポーターへ積極的に参加する。
- ・コミュニティガーデンの維持・拡大を促進するとともに啓発の場として活用する。

指標の達成状況

時期	指標	実績	達成状況
プラン策定時 (H27)	生ごみリサイクルサポーター登録者数 21 名	21 名 (H27)	-
前期 (H29-R3)	令和 3 年度の生ごみリサイクルサポーター 30 名以上の登録を達成する。	18 名 (R3)	× (未達成)
後期 (R4-8)	令和 8 年度の生ごみリサイクルサポーター 50 名以上の登録を達成する。	19 名 (R7)	× (達成困難な見込み)



進捗状況

- ・生ごみリサイクルサポーターによるダンボールコンポスト講習会等、生ごみ処理器の普及活動によって生ごみの減量に向けて動いています。
- ・既存のコミュニティガーデンについて、移転先の検討を進めていましたが、実現困難な見通しです。
- ・新たな生ごみの分別収集・資源化に向けて先進市の事業を情報収集しています。

次期プランに向けた評価

生ごみリサイクルサポーターの登録者数は増加していませんが、生ごみ処理器の補助事業の利用者は増えています。

生ごみリサイクルサポーターの役割を見直し、生ごみリサイクルサポーターの活動実績等、実際の取り組み状況を評価できる指標への変更を検討し、地域内での生ごみの循環に有効な施策を推進していく必要があります。

【継続・強化】施策④：事業系食品廃棄物減量・リサイクルに向けた取り組みの推進

事業系生ごみ（食品ロスや食品残渣）を削減することによって、ごみ減量及び資源化を促進し、可燃ごみ量の削減を目指します。

【市】

- ・主体的に課題に取り組む事業者が拡大しているため、事業者と市が相互に提案しながら新たな事業を進めていき、優良な取り組みをPRすることで、新たな事業者の参加を拡大していく。
- ・生ごみの持ち込みの多い事業者に対しては、個々に「登録再生利用事業者」を紹介し、その利用を促していく。
- ・一般廃棄物収集運搬許可業者等に食品リサイクル資源化施設を紹介し、排出を促していく。

【事業者】

- ・事業者向けの説明会に積極的に参加し、生ごみの処理方式を検討する。
- ・事業系食品廃棄物の再資源化を検討する。

指標の達成状況

時期	指標	実績	達成状況
プラン策定時 (H27)	学校給食の食品残渣について食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に則ったりサイクルを推進	学校給食については残渣を資源化施設に搬入し、バイオガス化を実施(H27)	-
前期 (H29-R3)	事業系生ごみ削減を目的とし、事業者を対象とした説明会を開催し、減量施策等への協力事業者数を参加事業者の10%以上とする。	説明会は未開催。事業系生ごみ削減を目的とした「手前どりPOP事業」※を令和3年度に実施(R3)	× (未達成)
後期 (R4-8)	事業者等との協働による事業系食品廃棄物減量・リサイクルに向けた取り組みを実施する。	手前どりPOP事業を継続して実施(R7)	○

※「手前どりPOP事業」は、「おにぎり」等のすぐに食べる商品を陳列されている手前から取ることを推奨する事業で、賞味期限切れを防ぎ、食品ロス削減につながる取り組み。

進捗状況

- ・学校給食については残渣を民間の資源化施設に搬入し、バイオガス化やたい肥化を行っています。
- ・食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律対象事業者（年間100tを超える食品廃棄物が発生する事業者）は食品廃棄物等の発生抑制、再生利用、減量等の取り組みを実施しています。
- ・セブン-イレブンで消費期限の近づいた商品にポイントが付くシールを貼るエシカルプロジェクトや手前どりPOPの設置等により食品ロスの削減の取り組みが始まりました。（手前どりPOPは市から依頼して設置）
- ・飲食店でも食品ロスが出ないような仕入れの実践に取り組んでいます。

次期プランに向けた評価

食品ロス削減推進計画の策定を通じて、施策については協議会等で検討を進めます。併せて、事業者と連携しながら、事業系生ごみの減量及び資源化を推進していきます。

4.2.3 プラスチック類の減量・リサイクル

【新規】施策⑤：プラスチック類の減量及び分別回収・リサイクルのための働きかけ

令和 2 年より、日野市では焼却量の削減のため、プラスチック類の分別回収・リサイクルを開始し、資源としての適正な排出を市民に求めています。

プラスチック類の資源化による環境負荷の低減を図り、排出量の削減に対する国等への働きかけや分別の徹底を実施します。

【市】

- ・プラスチック類は、できるだけ汚れを取り除いて資源物として分別排出するよう呼びかけていく。
- ・今後のプラスチック類ごみ排出量の動向を見ながら、更なる削減を図っていく。
- ・4.1.1.①の「施策①：容器包装お返し大作戦・販売店回収の強化」を推進し、協力店舗を拡大し、拡大生産者責任のもと、更なる削減に努めていく。
- ・事業者の進めるプラスチック類の削減事業を注視しながら、事業者との連携の検討を進めていく。
- ・公共施設におけるペットボトル自販機の抑制を検討していく。
- ・公共施設にウォータースタンドの設置を進め、マイボトルの活用を推進し、ワンウェイプラスチックの使用抑制を図っていく。
- ・国へ拡大生産者責任の徹底を強く求めていく。

【市民】

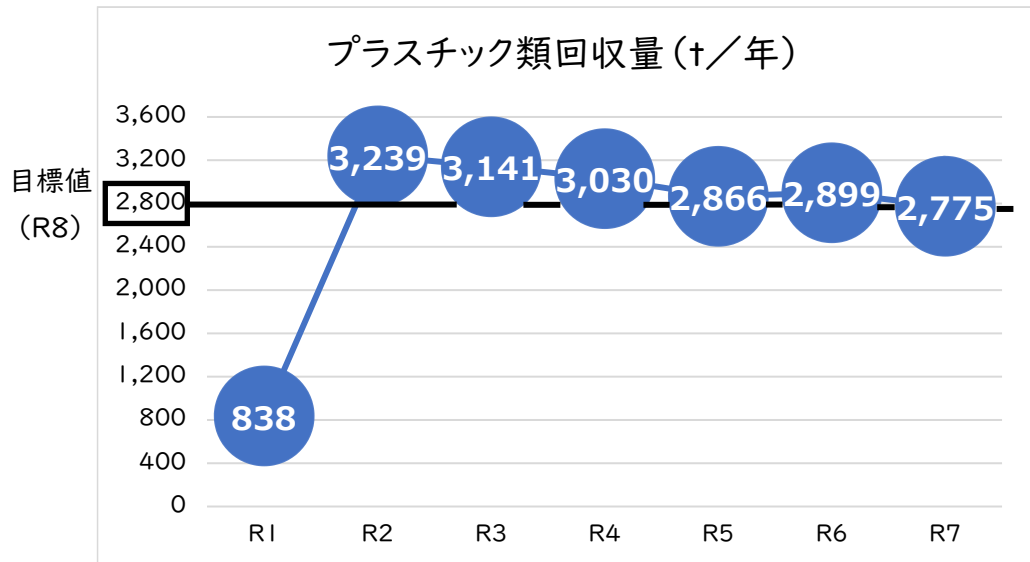
- ・プラスチック類の分別を徹底する。
- ・プラスチック減量のための代替品を活用する。（ラップ削減のため電子レンジ用のフタの使用等）

【事業者】

- ・プラスチック類は産業廃棄物として適正に分別・処理し、資源化を促進する。
- ・拡大生産者責任に基づき、減容化しやすい容器の使用等、排出段階でのプラスチック利用量の削減を検討する。（環境配慮設計に努める。）

指標の達成状況

時期	指標	実績	達成状況
プラン策定時 (H27)	プラスチック類資源化施設建設に向けた準備の実施	プラスチック類資源化施設建設に向けた準備の実施(H27)	-
前期 (H29-R3)	令和3年度のプラスチック類回収量、3,500t/年以下を達成する。	令和 2 年 4 月、プラスチック類資源化施設を整備。プラスチック回収量:3,141t/年(R3)	○ (達成)
後期 (R4-8)	令和8年度のプラスチック類回収量、2,800t/年以下の達成及び、回収量における資源化量を 100%に近づける。(混入物ゼロへ)	プラスチック回収量 :2,755t/年(R7) 回収量における資源化率 量:86.3%(R6)	○ (達成見込み) -



※プラスチック類資源化施設は令和2年1月から稼働

社会状況等の変化

- ・プラスチック類の分別・資源化の実施 (令和2年1月～)
- ・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の施行 (令和4年4月)
- ・新型コロナウイルス感染症の流行
- ・海洋プラスチック問題を契機とした環境意識の向上

進捗状況

- ・令和2年からプラスチック類ごみの分別回収を開始しました。回収は容器包装プラスチックと製品プラスチックの一括回収にしました。
- ・令和2年4月より、プラスチック類資源化施設を稼働し、プラスチック資源化を推進しています。
- ・プラスチック類ごみは有料となっており、容器包装お返し大作戦への影響は特にありません。
- ・令和2年12月にプラスチックスマート宣言を行い、使い捨てプラスチックの排出抑制や分別徹底に取り組んでいます。
- ・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の施行が施行し、特定プラスチック製品の減少が見込まれるとともに代替品の利用が促進すると思われます。

次期プランに向けた評価

プラスチック類ごみの分別回収を開始し、令和8年度指標のうち、回収量は達成する見込みです。
「回収量における資源化量を100%に近づける (混入物ゼロへ)」の達成に向けて、組成分析調査やアンケート調査での実態解明を通じて、有効な施策を検討します。
広報や環境教育を通じて、プラスチック類ごみの分別徹底について、市民への更なる周知を行います。

4.2.4 剪定枝の減量（可燃ごみ）・リサイクル

【新規】施策⑥：剪定枝の減量・リサイクルの推進

現在大半が可燃ごみとして処理されている一般家庭から排出される剪定枝や公園・街路等の公共施設から排出される剪定枝等を資源化し、可燃ごみの減量に取り組む。

現在市内には公営・民間ともに資源化施設がないため、資源化方法については、市外の民間施設の活用を含め費用対効果等を検証し、実施方法を検討する。

更に、剪定枝以外の落ち葉や草・花等についても資源化できるように検討を進める。

また、現在可燃ごみとして各世帯から回収している剪定枝（1世帯2束の排出）についても、市民の協力を得ながら資源化できる方法について検討を進める。

【市】

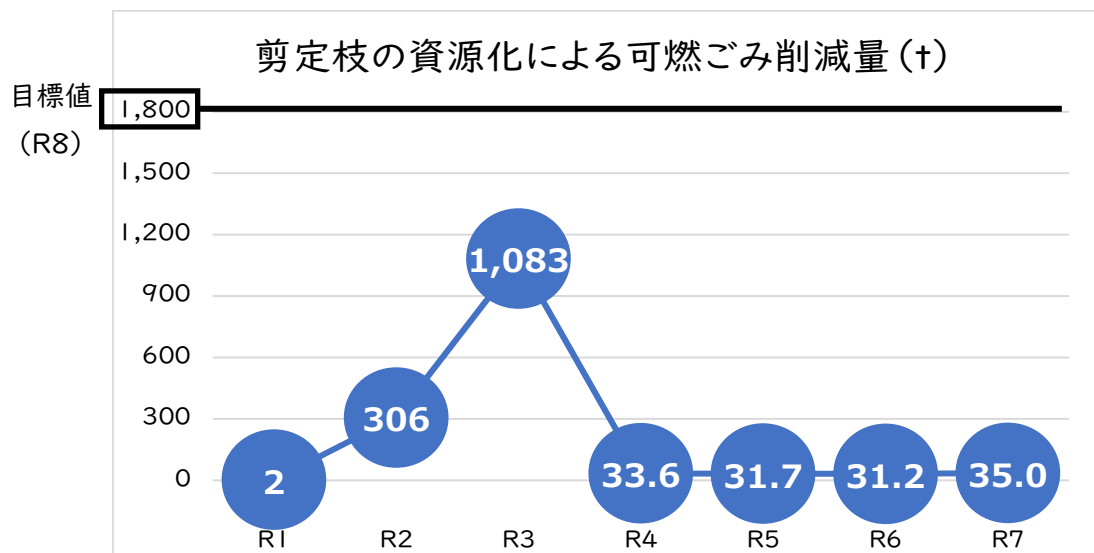
- ・クリーンセンターでの剪定枝無料受け取りの利用者が拡大しているため、受け入れが続けられるように対応していく。
- ・新たな剪定枝等の資源化の拡大については費用面の課題があるため、引き続き可能な方法を検討していく。

【市民】

- ・資源化に向けた剪定枝等の排出方法に協力をする。

指標の達成状況

時期	指標	実績	達成状況
プラン策定時 (H27)	剪定枝の資源化に向けた施設の情報収集の実施	-	-
前期 (H29-R3)	令和3年までに剪定枝の資源化を進め可燃ごみ量を削減する 1,300t/年以上を達成する	1,083t/年 (R3)	× (未達成)
後期 (R4-8)	令和8年度までに一般家庭から可燃ごみとして排出されている剪定枝の資源化を進め可燃ごみ量を削減する 1,800t/年以上を達成する	35.0t/年 (R7)	× (達成困難な見込み)



※剪定枝の資源化の取り組みは令和元年度から実施

※前期(～令和3年度)の剪定枝の資源化量は、一般家庭から排出された剪定枝量のほか、市内一斉清掃等で回収された剪定枝等も含まれています。

※後期(令和4年度～)の剪定枝の資源化量は、一般家庭から排出された分のみとなっています。

社会状況等の変化

- ・新型コロナウイルス感染症の流行

進捗状況

- ・公共施設から排出される剪定枝等は民間の資源化施設に排出している。
- ・剪定枝拠点収集事業はルール違反による事前持込や不法投棄が後を絶たなかったため、廃止しました。
- ・クリーンセンターでの剪定枝(落ち葉・小枝含む)の無料受け取り(月1回)を開始し、利用者も順調に拡大。ここで受け取りした剪定枝は民間の資源化施設に排出しています。
- ・可燃ごみとして各世帯から回収している剪定枝を資源化する場合、可燃ごみと別に分別収集する必要があるため費用面での課題があります。

次期プランに向けた評価

毎年一定量の剪定枝の資源化を行っており、今後も剪定枝の資源化を継続して実施します。併せて、剪定枝の資源化を更に推進するための新たな施策を検討していく必要があります。

4.2.5 リサイクル品目の拡大・拡充

【新規】施策⑦：リサイクル品目拡大・拡充の検討

リサイクル品目の拡大及び拡充については、費用対効果を踏まえつつ推進することで、ごみの埋立量ゼロを目指します。また、リサイクル品目の拡大・拡充に関しては、検討段階であるため、市の行動計画を表記します。

- ・引き続きごみの埋め立て量ゼロを維持していく。
- ・使い捨てコンタクトレンズ空ケースの回収を継続していく。
- ・紙おむつのリサイクルは東京都の検討状況を見守りながら、病院や介護施設等から排出される使用済み紙おむつのリサイクルの民間委託を検討していく。
- ・新たな回収品目の拡大は費用対効果を確認しながら検討していく。
- ・当面はリサイクル前のリユースに力を入れることで廃棄物の発生を抑制していく。

指標の達成状況

時期	指標	実績	達成状況
プラン策定時 (H27)	新規事業の取組みとなるため、プラン策定時の取組みはなし	-	-
前期 (H29-R3)	リサイクル品目について、(仮)ごみゼロ推進協議会にて共同会議を設置し、1品目以上の拡大・拡充を市民や事業者とともに検討する。	使い捨てコンタクトレンズ空ケースの拠点回収を開始(R2~)。	○ (達成)
後期 (R4-8)	リサイクル品目について、1品目以上の拡大・拡充を実施する。	衣装ケースをリサイクル品目に追加(R7~)。	△ (一部達成)

進捗状況

- ・平成28年度からごみの埋め立て量ゼロを達成しています。
- ・令和2年度から浅川清流環境組合の構成3市(日野市、国分寺市、小金井市)とHOYA株式会社アイケアカンパニーは使い捨てコンタクトレンズ空ケースの回収に関して協定を締結し、拠点回収を開始しました。(複数の自治体が共同で協定を結んだ例は全国初です。)
- ・令和7年度から衣装ケースをリサイクル品目に追加しましたが、市民へ十分な周知ができていません。
- ・紙おむつは東京都でリサイクルの検討を進めています。
- ・陶磁器・ガラス類、ゴム・革製品、廃油リサイクル等の検討を行っていますが費用対効果の面で課題があります。

次期プランに向けた評価

更なる回収品目の拡大については、資源化の最新技術の動向収集や分別排出に対する市民の負担等を踏まえた検討が必要です。

4.3 ごみ減量の意識向上に向けた普及啓発・情報提供

4.3.1 市民・事業者のごみ減量意識の向上・環境学習の充実

【継続・強化】施策①：情報紙・市報等による普及啓発・情報提供

■普及啓発

市報等の情報紙の更なる工夫や、情報内容の充実等を行うことによって、ごみに関する環境問題及びごみ減量に対する意識の向上を図り、普及啓発を促進します。

【市】

- ・ごみ・資源分別カレンダーやエコー、ごみアプリ等の情報発信は常に改善を図っていく。

【市民】

- ・ごみ袋の使用量の見える化を活用する。
- ・市報やエコーの購読、ごみアプリ・ごみ資源分別カレンダー等を有効に活用する。
- ・エコーなどの改善に積極的に参加する。

【事業者】

- ・取り扱う商品について、ごみとなる場合の適切な分別方法を周知する。（有害物質を発生するプラスチック等）
- ・事業者の取り組みの紹介等、市報などの作成に協力する。

■情報提供

全市民が、適正なごみ分別ができるような啓発を行い、周知徹底を図る。

【市】

分別についてはごみ分別アプリを活用し、引き続き分別情報を提供していくとともに、特に気を付けてもらいたい内容はエコーへの掲載やごみアプリのプッシュ通知、日野市公式 LINE を利用し、周知徹底を図っていく。

【市民】

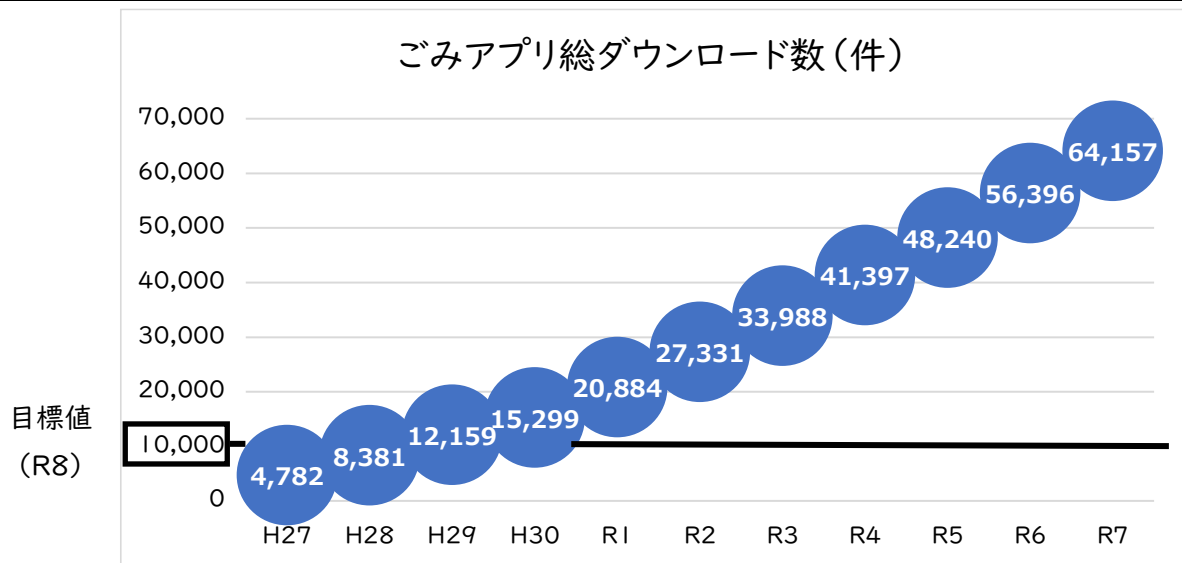
- ・転入者に対するごみ分別に関する説明を地域（住民同士）で行う。

【事業者】

- ・取り扱う商品について、ごみとなる場合の適切な分別方法を周知する。（有害物質を発生するプラスチック等）
- ・事業者のごみ減量に関する取り組みを市民に啓発する。

指標の達成状況

時期	指標	実績	達成状況
プラン策定時 (H27)	ごみアプリの総ダウンロード数 5,411 件 ※平成 28 年 5 月現在	-	-
前期 (H29-R3)	令和 3 年度のごみアプリの総ダウンロード数、7,000 件以上を達成する。	33,988 件 (R3)	○ (達成)
後期 (R4-8)	令和 8 年度の指標「ごみアプリの総ダウンロード数、10,000 件以上」は達成した。今後 も時代に即した周知啓発を図っていく。	64,157 件 (R7)	○ (達成)



進捗状況

■普及啓発

- ・ごみ・資源分別カレンダーはより良い内容を改善するため、毎年見直しを行っており、見える化やプラスチックの分別についてお知らせしています。
- ・ごみ情報誌エコーには重要な情報のみを掲載し、内容の焦点化を図っています。詳細の情報は、市報同様、QR コードを活用する方式に改めました。
- ・ごみ分別アプリの情報発信もごみに関するものを中心に重点化しています。

■情報提供

- ・プラスチック類の資源化についてはきめ細やかに説明会を開催し、円滑に実施することができました。
- ・転入者については市民窓口課での転入手続きの際に必要な情報を提供しています。
- ・市民活動団体やイベント情報は社会福祉協議会が運営する「Hi know!」に掲載しています。
- ・クリーンセンターの見学の手引きを作成し、ごみ処理や最終処分場の流れを見える化し、ごみ減量の意識づけを図っています。

次期プランに向けた評価

ごみ分別アプリの総ダウンロード数は指標を達成しています。今後は、ダウンロードした市民に、継続して活用し続けていただくことが目標となるため、より使いやすいごみ分別アプリにするために適宜内容の更新を行っていきます。

普及啓発・情報提供については常に改善を図っていく仕組みの継続が必要です。

【継続・強化】施策②：ごみ学習推進プログラム

ごみ減量に関する事項や地球環境問題に対する環境学習を推進し、ごみ減量意識の向上を図ります。

【市】

- ・ごみ処理施設の見学を通じて、ごみ処理のプラン策定時を周知し、ごみ減量への意識づけを行う。
(一般の見学、学校行事)
- ・子どもたちや保護者への環境学習教育を充実させる。(ごみ処理の実態、減量方法、ごみの発生による地球環境問題等)
- ・市及び市民との協働による人材育成を行う。
- ・リサイクルプラザの検討に際しては環境学習の視点も含めていく。
- ・新たな環境学習の創出に向けて教育機関のニーズを確認しながら進めていく。
- ・リサイクル農園は保育園や幼稚園での実施を継続していく。
- ・環境意識の向上・啓発については、動画配信や市内事業者との連携等、時代に即した柔軟な方法を検討していく。

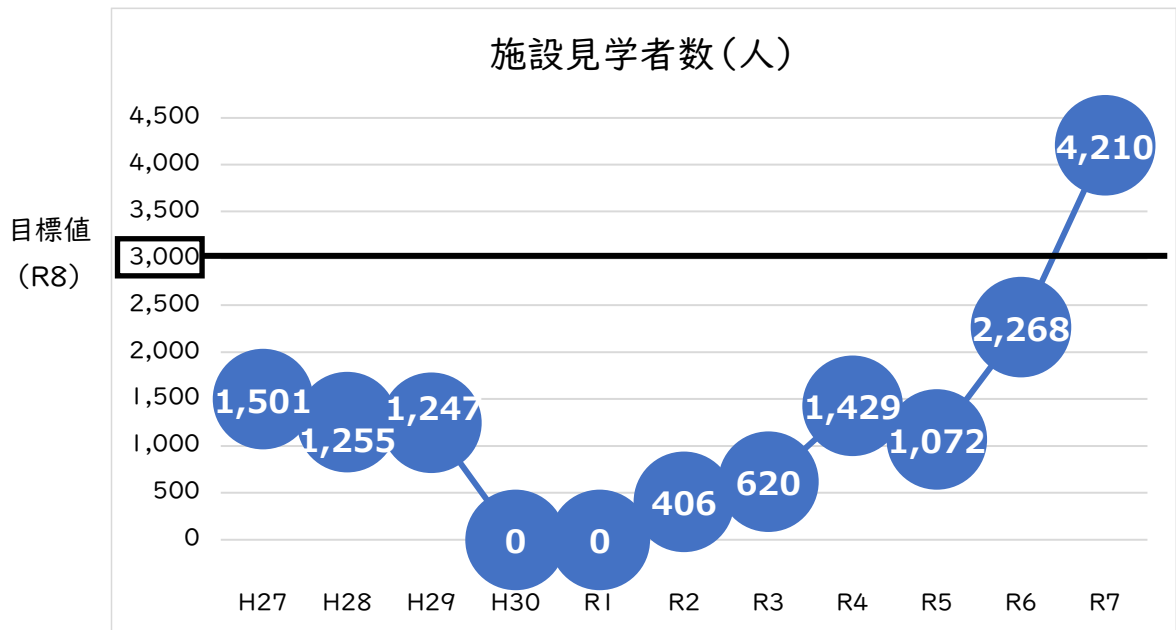
【市民】

- ・ごみ処理施設の見学等に積極的に参加し、ごみに対する知識を深める。
- ・学習推進プログラムに参加し、自らの問題として意見の発信と行動に繋げる。

指標の達成状況

時期	指標	実績	達成状況
プラン策定時 (H27)	見学者数 1,501 人/年 (日野市クリーンセンター)	1,501 人/年 (H27)	-
前期 (H29-R3)	環境啓発内容を検討し、ごみ処理施設の見学を通じたごみ減量の意識づけを行う。 令和 3 年度の見学者数 2,000 人以上/年を達成する。	620 人/年 (R3)	× (未達成)
後期 (R4-8)	令和 8 年度の環境学習を行った年間人数 3,000 人以上/年を達成する。	4,210 人/年 (R7)	○

※新型コロナの蔓延状況に応じたごみ処理施設の見学を行っていくとともに、施設見学以外にも様々な形態による環境学習があるため、後期からは動画配信や出前授業を含めた「環境学習を行った年間人数」に指標の内容を改める。



※平成30年度・令和元年度は施設の工事期間のため見学は中止。令和2年度以降はコロナ禍の影響。

社会状況等の変化

- ・新型コロナウイルス感染症の流行

進捗状況

- ・ごみ処理施設の見学に関しては新可燃ごみ処理施設やプラスチック類資源化施設の建設工事や、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、見学を中止または縮小して実施していた時期がありました。
- ・夏休みごみ探検隊として親子で参加できるクリーンセンター・浅川清流環境組合の合同見学会を実施しました。
- ・リサイクルプラザの建設の目途が立たないため、リサイクルプラザでの環境学習の検討に移れない状況があります。
- ・教育委員会や小学校、大学と連携し、学校が求めるごみの教育に向けて検討を進めています。
- ・給食残渣等を利用したリサイクル農園の学校での実施は時間的な制約があるため難しい状況があります。保育園や幼稚園では、生ごみ残渣を園の農園にすき込み、生ごみたい肥化を実践しているところがあります。

次期プランに向けた評価

令和元年度以降、施設見学者数は着実に増加しています。今後も施設見学の推進を継続していきます。また、対面以外(動画配信等)の新たな手段を含めて指標の見直しを検討します。

【継続・強化】施策③：情報交換の活性化

ごみ減量に関する情報交換の場を設置・活性化し、ごみ減量の推進を図ります。

【市】

- ・図書館でごみに関する情報の期間展示を実施します。ごみ関連動画等を作成し、公共施設で流していく。
- ・ごみカフェについてはカワセミハウス等での実施等を検討していく。
- ・家庭や事業者の優良な取り組み事例等の有益な情報は今後もエコー等を通じて情報提供していく。
- ・「ごみ減量・リサイクル等推進協議会」の活用については、今後も検討していく。

【市民】

- ・情報交換の場を積極的に活用する。

【事業者】

- ・情報交換の場を積極的に参加する。

指標の達成状況

時期	指標	実績	達成状況
プラン策定時 (H27)	新規事業の取組みとなるため、プラン策定時の取組みはなし	-	-
前期 (H29-R3)	令和3年までに ① 市民・事業者・市(3者)が集い、意見交換できる場を設置する。 ② ごみカフェのような市民意見交換の場の設立に向けて準備会を立ち上げる。	令和3年度に「ごみ減量・リサイクル等推進協議会」を設置 (R3~)	△ (一部達成)
後期 (R4-8)	3者が意見交換できる場を活性化させる。 ごみカフェのような市民意見交換の場を設置する。	協議会継続中 ごみカフェの設置には 至らず (R7)	△ (一部達成)

進捗状況

- ・当初はリサイクルプラザを整備し、そのなかにごみ減量に関する情報交換の場を設置する予定でしたが、リサイクルプラザの整備が実現できていないため、石田環境プラザにごみ減量やSDGs等に関するデジタルサイネージや図書コーナーを設置しました。
- ・エコーに家庭や事業者の優良な取り組み事例として市民のページ知恵袋や容器包装お返し協力店特集等を掲載しました。
- ・市・市民・事業者が意見交換できる場として「ごみ減量・リサイクル等推進協議会」を設置しました。

次期プランに向けた評価

「ごみ減量・リサイクル等推進協議会」は設置済です。

今後は、民間事業者との連携も視野に入れつつ、ごみに関する情報交換の場の創出を検討します。

4.4 広域連携の推進

4.4.1 3市における連携の推進

【新規】施策①：3市でのごみ減量・分別の徹底

浅川清流環境組合により日野市、国分寺市、小金井市の可燃ごみ処理施設が設置されました。地元のご理解ご協力を得ながら引き続き可燃ごみ処理施設の稼働を行っていきます。また、可燃ごみ処理施設への搬入量・搬入物の確認等を適切に管理していきます。

■管理の内容

- ①ごみ搬入量・ごみ質の確認
 - ・ごみ搬入量の確認
 - ・ごみ質の確認（ピット内のごみ組成分析の実施）
- ②事業系持込ごみの搬入検査
 - ・事業系持込ごみの搬入検査
 - ・適正なごみ処理手数料の設定

社会状況等の変化

日野市、国分寺市、小金井市の3市によるごみ広域化の実施

進捗状況

- ・3市で浅川清流環境組合を設置し、新たに可燃ごみ処理施設を整備しました。（令和2年度、本格稼働）
- ・3市において、ごみの減量及び分別の徹底するために、新たな可燃ごみ処理施設への搬入量・搬入物の確認等を行っています。
- ・新たな可燃ごみ処理施設で発生した水銀濃度超過事案への継続的な再発防止対策の一環として、3市及び浅川清流環境組合共同で「水銀製品回収キャンペーン」を実施し、各市市民に積極的に啓発を行っています。

次期プランに向けた評価

新たな可燃ごみ処理施設の整備という目標は達成しました。

今後は、3市共同で、市民及び事業者と連携のもと、ごみの減量及び分別の徹底を実施することで、ごみ排出量の少なさの全国上位10位以内を維持していきます。

【新規】施策②：3市における情報共有の促進

- ・3市で取り組める課題を模索しながら、3市ごみ減量推進市民会議のあり方を含めて検討し、3市でのごみ減量等に取り組んでいきます。
- ・引き続き、新たな可燃ごみ処理施設の見学を実施し、環境教育を充実していきます。

3市市民、行政で共有し、取り組む内容

- 新可燃ごみ処理施設整備に至る経緯と課題
- 各市におけるごみ減量・リサイクルのシステムづくり、基盤整備のあり方
- 新可燃ごみ処理施設の円滑な運用と周辺環境保全のあり方

社会状況等の変化

日野市、国分寺市、小金井市の3市によるごみ広域化の実施

進捗状況

- ・3市市民及び行政による情報共有の場として3市ごみ減量推進市民会議を設置し、新たな可燃ごみ処理施設の設置に向けて課題を整理してきました。
- ・新可燃ごみ処理施設稼働後も、3市ごみ減量推進市民会議に加え、3市課長会及びクリーンセンター連絡協議会において、3市のごみ減量等に関する施策の検討、情報交換・発信に取り組んでいます。
- ・3市の小学生や市民が新たな可燃ごみ処理施設を見学しています。

次期プランに向けた評価

3市ごみ減量推進市民会議を設置する目的は達成しました。

今後も、3市ごみ減量推進市民会議、3市課長会及びクリーンセンター連絡協議会において、3市のごみ減量等に関する施策の検討、情報交換・発信を継続して実施していきます。

【新規】施策③：3市への情報発信の強化

- ・有害物質等のモニタリング体制を継続していきます。
- ・引き続きクリーンセンター連絡協議会等で地元地域と浅川清流環境組合との架け橋の役割を果たしていきます。
- ・ごみ情報紙等で3市への情報発信を継続していきます。

社会状況等の変化

日野市、国分寺市、小金井市の3市によるごみ広域化の実施

進捗状況

- ・可燃ごみ処理施設の煙突から出る排ガスを測定した値を表示（自主規制値及び法規制値も表示）する「公害防止情報表示盤」を、可燃ごみ処理施設や新井公園、新井わかたけ公園、落川交流センターに設置しているほか、可燃ごみ処理施設の運営・維持管理を行っている浅川環境テクノロジー（株）のホームページでも確認できるモニタリング体制を築いています。
- ・地元地域との意見交換について、浅川清流環境組合を含めたクリーンセンター連絡協議会で行う等、地域連携への協力を浅川清流環境組合に要請し、市民と浅川清流環境組合の架け橋の役割を果たしています。
- ・浅川清流環境組合が「浅川清流環境組合ニュース」を発行し3市に情報を発信するとともに、3市それぞれのごみ情報紙を10月と3月の同時期に発行するように改め、啓発内容の同時発信ができる体制を整えました。

次期プランに向けた評価

モニタリング体制や市民と浅川清流環境組合の架け橋となる体制づくりは目標を達成しました。
今後もモニタリング体制や架け橋の役割等を継続目標として実施していきます。

4.4.2 多摩地域における連携の推進

【継続・強化】施策④：最終処分量の削減

日野市を含む多摩地域 25 市 1 町の自治体から排出される処理残渣は、日の出町にある「ニツ塚最終処分場」に搬入されています。処理残渣のうち焼却灰は、同敷地内にある「東京たまエコセメント化施設」にて 100%資源化されていますが、不燃性残渣は埋立処分されています。

ニツ塚最終処分場の埋立容量がなくなった場合、次の処分場を建設することは困難とされています。そのため、最終処分量の目標をゼロとしつつ、埋立処分が発生する場合は、「東京たま広域資源循環組合」による広域的な連携のもと、適正な処分を進めることとします。

また、「多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定書」に基づき、多摩地域で適正なごみ処理に支障が生じた場合は、ごみ処理の相互支援を積極的に実施します。

社会状況等の変化

特になし

進捗状況

- ・日の出町のご理解、ご協力を得て、ニツ塚最終処分場に焼却灰を搬入し、エコセメント化しています。不燃性残渣についてはリサイクルを行い、平成 28 年度からニツ塚最終処分場には搬入していません。
- ・「多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定書」に基づき、多摩地域で適正なごみ処理に支障が生じた場合は、ごみ処理の相互支援を積極的に実施します。
- ・廃棄物を排出する側と搬入される側の相互理解を深めるため、ニツ塚最終処分場が立地している日の出町との交流を図る『「三多摩は一つなり」交流事業』を定期的実施します。
- ・令和 7 年 10 月に東京たま広域資源循環組合が「第 7 次廃棄物減容（量）化基本計画」を策定しています。

次期プランに向けた評価

- ・最終処分量ゼロ、不燃性残渣の搬入量ゼロの目標は達成しました。今後も継続して実施していきます。
- ・引き続き、日の出町のご理解、ご協力を得て、ニツ塚最終処分場に焼却灰を搬入し、エコセメント化していきます。
- ・「多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定書」に基づき、多摩地域で適正なごみ処理に支障が生じた場合は、ごみ処理の相互支援を積極的に実施していきます。

4.4.3 災害廃棄物処理における連携の推進

【新規】施策⑤：災害時対策の強化

災害時においても、浅川清流環境組合や関係機関と連携し、災害廃棄物の適正な処理を実施します。そのために、関係機関との協定締結等を事前に進めることとします。

また、本市以外で発生した災害に対しても、国・都・関係機関等からの要請により、市民に情報を伝え、可能な限りの支援を実施し、相互協力関係の構築に努めます。

社会状況等の変化

気候変動に伴う自然災害の増加

進捗状況

日野市地域防災計画に基づき、令和３年３月に策定した日野市災害廃棄物処理計画において、地震や豪雨・台風等による水害で発生した災害廃棄物処理についての実施計画を定めています。

次期プランに向けた評価

- ・日野市災害廃棄物処理計画の策定や浅川清流環境組合・関係機関との連携は達成しています。今後も継続が必要です。
- ・日野市災害廃棄物処理計画を最新の情勢等に合わせて必要なタイミングで改訂していきます。
- ・関係機関との更なる協定締結等についての検討を進めていきます。

4.5 ごみの適正処理の推進

4.5.1 収集運搬計画

【継続・強化】施策①：分別区分にあった適正な収集運搬

- ・分別区分にあった適正な収集運搬を継続していきます。
- ・引き続き低公害化車両の維持や効率的な収集運搬を行うとともに業務連絡会を開催し、適切な業務遂行を図っていきます。
- ・感染症の流行下においても継続的な収集業務を行っていきます。

社会状況等の変化

- ・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の施行（令和 4 年 4 月）
- ・新型コロナウイルス感染症の流行

進捗状況

- ・令和2年度からプラスチック類の分別回収を開始し、分別区分にあった適正な収集運搬を実施しています。
- ・収集車両については、低公害化を進めるとともに、円滑かつ効率的な収集運搬を実施しています。
- ・コロナ禍においては感染対策のため、収集を二班体制とし、収集ルートの見直しを行う等、継続的な収集の維持に努めました。
- ・業務連絡会により、状況報告等を行うことによって適切な業務の遂行を図っています。

次期プランに向けた評価

- ・プラスチック類の分別回収のための適正な収集運搬は達成しています。
- ・今後も分別区分にあった適正な収集運搬を継続していきます。
- ・引き続き低公害化車両の維持や効率的な収集運搬を行うとともに、業務連絡会を開催し、適切な業務遂行を図っていきます。

4.5.2 処理計画

【新規】施策②：マテリアルリサイクル推進施設の整備

プラスチック類等の資源化を継続実施していくため、プラスチック類資源化施設（令和 2 年設置）を安定稼働していきます。

社会状況等の変化

- ・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の施行（令和 4 年 4 月）
- ・日野市、国分寺市、小金井市の 3 市によるごみ広域化の実施

進捗状況

プラスチック類資源化施設を整備し、プラスチック類ごみのほか、不燃ごみ、不燃性粗大ごみを処理しています。

次期プランに向けた評価

プラスチック類資源化施設を整備する目標は達成しました。

プラスチック類資源化施設の安定稼働を継続目標として実施していきます。

【新規】施策③：既存施設の適正な運用

既存施設を解体する際は住民に情報を伝え、地域住民にとって安全・安心な施設解体を実施していきます。

社会状況等の変化

特になし

進捗状況

既存施設については新施設稼働まで適正な運用を行いました。

次期プランに向けた評価

既存施設解体後の跡地利用の計画を検討していきます。

既存施設を解体する際は、住民に情報を伝え、地域住民にとって安全・安心な施設解体を実施していきます。

【継続・強化】施策④：不法投棄の防止

不法投棄やポイ捨てを防止し、モラルの向上を図ります。具体的には、パトロール・啓発活動の更なる強化により、公共空間や店舗の回収ボックス等への不法投棄や、ごみのポイ捨て、回収ボックスへのごみの排出等の防止を図ります。

また、河川においては、毎年多摩川・浅川クリーン作戦等が実施されていますので、これらのイベント等を通して啓発を行っていきます。

社会状況等の変化

- ・海洋プラスチック問題を契機とした環境意識の向上
- ・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の施行（令和４年４月）

進捗状況

・不法投棄を防止するため、パトロールを継続的に実施するとともに、不法投棄を防止するための貼紙等を作成し、不法投棄の防止を図っています。また、不法投棄をされた場合は、警察による取り締まりを行っていただき、不法投棄者に適切に処分してもらっています。

・河川においては、毎年多摩川・浅川クリーン作戦等が実施されていますので、これらのイベント等を通して啓発を行っています。

次期プランに向けた評価

- ・不法投棄防止に向けた活動を継続実施しています。今後も継続していきます。
- ・今後も不法投棄を防止するためパトロールを継続していきます。
- ・多摩川・浅川クリーン作戦等も継続し、啓発を図っていきます。

4.5.3 適正処理の推進

【新規】施策⑤：市民との連携によるごみ減量・適正処理等への取り組み

引き続き、ごみ減量・適正処理等に関して市民団体・自治会・廃棄物減量等推進員等と連携して進めていきます。

※廃棄物減量等推進員：日野市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例第 8 条により、市長が、一般廃棄物の適正な処理及びごみ減量等に熱意と識見を有する者のうちから、廃棄物減量等推進員を委嘱します。廃棄物減量等推進員は、一般廃棄物の適正処理及びごみの減量のため市の施策への協力その他の活動を行う役割を担っています。

社会状況等の変化

・特になし

進捗状況

・プラスチック類の分別回収（第2次ごみ改革）を導入するにあたっては、ごみの減量・適正処理を行うため、中学校区説明会（8学校区）や自治会・任意グループ出前講座（122回）を実施し、合計 3,566 名への説明を行うことで大きな混乱もなく実施することができました。

・廃棄物減量等推進員の研修を年 2 回実施しています。

次期プランに向けた評価

今後は、廃棄物減量等推進員の役割の明確化を図りつつ、継続して市民との連携によるごみ減量・適正処理等への取り組みを実施していきます。